

9 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域
を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名

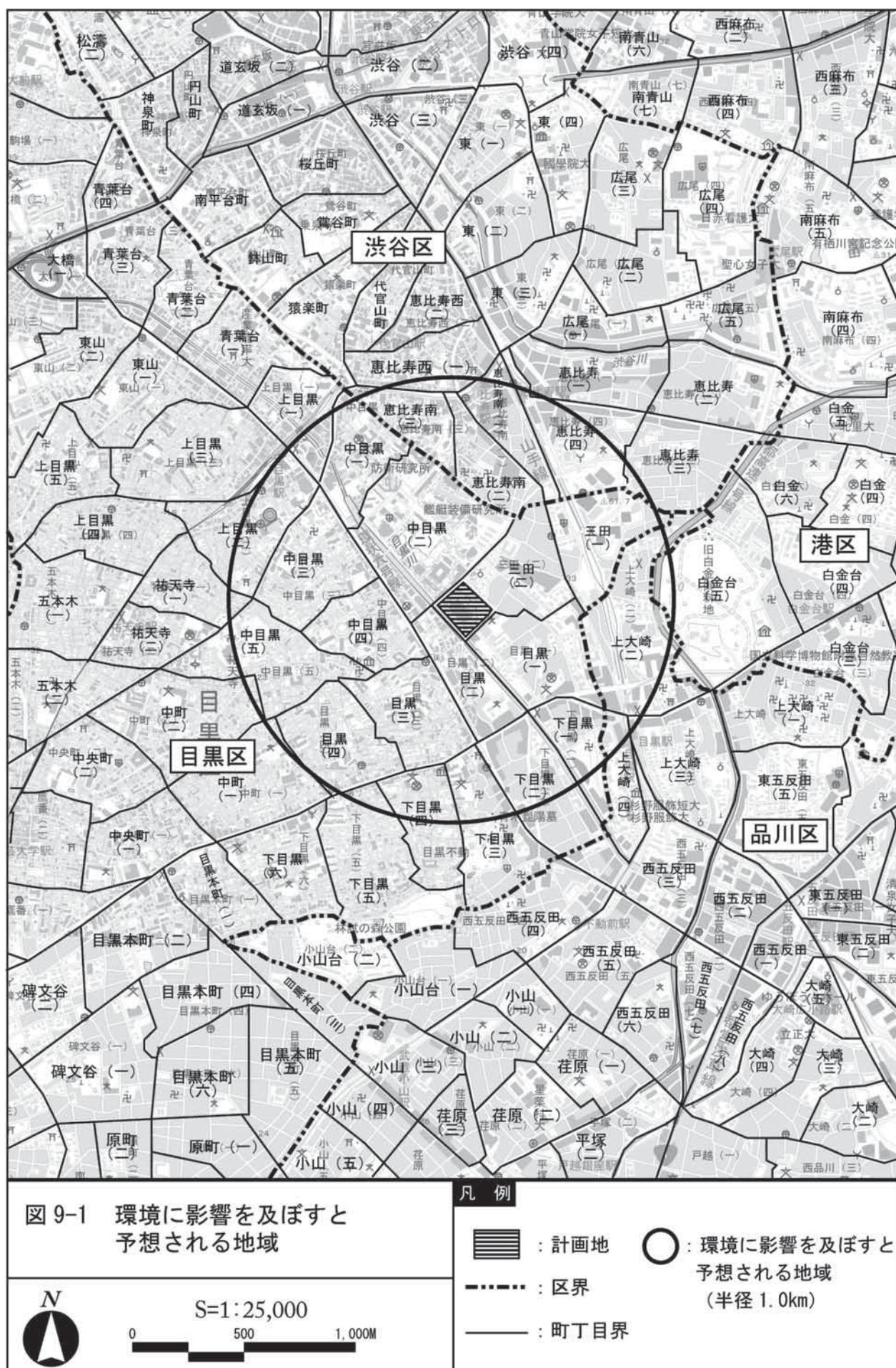
9 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名

本事業の実施による大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壤汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスが環境に影響を及ぼすおそれのある地域は、図 9-1 に示す範囲とし、環境に影響を及ぼすおそれのある範囲が最も広くなる大気汚染推定範囲（半径 1.0km）とした。

当該地域を管轄する特別区及び市町村の名称及び地域の町名は、表 9-1 に示すとおりである。

表 9-1 当該地域を管轄する特別区及び市町村の名称及び町名

特別区及び市町村の名称	町 名
東京都目黒区	上目黒一丁目の一部、上目黒二丁目の一部、上目黒三丁目の一部 中目黒一丁目の一部、中目黒二丁目、中目黒三丁目、中目黒四丁目、中目黒五丁目の一部 三田一丁目の一部、三田二丁目 目黒一丁目、目黒二丁目、目黒三丁目、目黒四丁目の一部 下目黒一丁目の一部、下目黒二丁目の一部、下目黒三丁目の一部、下目黒四丁目の一部、下目黒五丁目の一部 中町一丁目の一部、中町二丁目の一部 祐天寺一丁目の一部
東京都渋谷区	恵比寿一丁目の一部、恵比寿三丁目の一部、恵比寿四丁目の一部 恵比寿西一丁目の一部 恵比寿南一丁目の一部、恵比寿南二丁目、恵比寿南三丁目の一部
東京都港区	白金台五丁目の一部
東京都品川区	上大崎二丁目の一部、上大崎三丁目の一部、上大崎四丁目の一部



10 評価書案の修正の経過及びその内容

10 評価書案の修正の経過及びその内容

東京都環境影響評価条例第48条の規定により提出した環境影響評価書案に対する知事の意見は、12章に示すとおりである。また、環境影響評価書案に対する都民、事業段階関係区長の意見並びにこれらについての事業者の見解は、13章に示すとおりである。

上記の環境影響評価書案に対する意見及び東京都環境影響評価審議会での審議内容を勘案し、評価書案（資料編を含む。）の修正をした箇所は、表10(1)～(4)に示すとおりである。

表 10(1) 修正した箇所及びその内容（本編）

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	評価書ページ
4 環境に及ぼす影響の評価の結論			
(悪臭)	[評価書案 p. 3 他]	煙突からの排出ガスの単位を「m ³ N」から「m ³ N」に修正した。	p. 3 他
(自然との触れ合い活動の場)	[評価書案 p. 10 他]	「昆虫居住エリア」を「昆虫生息エリア」に修正した。	p. 10 他
(廃棄物)	ア 工事の施行中 [評価書案 p. 11]	「(ウ)汚泥」の項目を追記した。	p. 11
6 対象事業の目的及び内容			
6.1 事業の目的	[評価書案 p. 15]	清掃一組の役割について追記した。	p. 15
6.2 事業の内容	図 6.2-1 対象事業の位置 [評価書案 p. 16 他]	地図に中央環状品川線を反映した。	p. 16 他
6.2.2 計画の内容	(1) 施設計画 表 6.2-3 建替事業の工程 [評価書案 p. 20]	「解体前清掃」を白抜き表示とした。	p. 20
6.2.2 計画の内容	(5) 緑化計画 表 6.2-6 必要緑地面積等の算定 [評価書案 p. 35]	建築面積を「約 11,240m ² 」から「約 11,250m ² 」に修正した。	p. 35
6.2.2 計画の内容	(5) 緑化計画 表 6.2-7 緑地面積の比較 [評価書案 p. 35]	緑地面積の比較表を追記した。	p. 35
6.3.2 供用計画	(1) ごみ収集車両等の計画 ウ 計画地周辺道路の将来交通量 (イ) 将来交通量 [評価書案 p. 48]	知事の意見を踏まえて、中央環状品川線の開通前後の交通量について追記した。	p. 48
6.3.2 供用計画	(2) 施設の監視制御 [評価書案 p. 49]	「適切な機能を確認する。」を「適切な機能を維持していることを確認する。」に修正した。	p. 49
6.4 環境保全に関する計画等への配慮の内容	表 6.4-1(4) 環境保全に関する計画等に配慮した事項 [評価書案 p. 55]	目黒区環境基本計画において「ごみの発生抑制」を「ごみの適正処理の推進」に修正した。	p. 55

表 10(2) 修正した箇所及びその内容（本編）

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	評価書ページ
7 環境影響評価の項目			
7.3.1 一般項目	(9)公害に関する苦情件数 表 7.3-19 公害に関する苦情件数(目黒区) [評価書案 p. 106]	騒音の項目の中にある「一」を「低周波騒音」に修正した。	p. 106
7.3.2 環境項目	(17)温室効果ガス イ 東京都及び目黒区における施策の方向 [評価書案 p. 170]	目黒区環境基本計画の重点プロジェクトについて原典の記述に合わせた文章に修正した。	p. 170
8.1 大気汚染			
8.1.3 環境保全のための措置	(1)予測に反映した措置 表 8.1-59 [評価書案 p. 268]	既存施設の自己規制値と、注釈を追記した。	p. 268
8.1.3 環境保全のための措置	(2)予測に反映しなかった措置 ア 工事の施行中 [評価書案 p. 269]	知事の意見を踏まえて、環境保全のための措置を追記した。	p. 269
8.3.1 騒音			
8.3.1.3 環境保全のための措置	(2)予測に反映しなかった措置 ア 工事の施行中 [評価書案 p. 345]	知事の意見を踏まえて、環境保全のための措置を追記した。	p. 345
8.6 水循環			
8.6.2 予測	(5)予測結果 イ 表面流出量の変化の程度 [評価書案 p. 439]	雨水利用について追記した。	p. 439
8.7 日影			
8.7.1 現況調査	図 8.7-3 計画地周辺の日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等 [評価書案 p. 445]	凡例の計画施設とは別に日照を遮る建築物の存在について修正した。	p. 445
8.7.1 現況調査	表 8.7-4 計画地周辺の日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設 [評価書案 p. 446]	p. 445 の修正に伴い、計画施設とは別に日照を遮る建築物の存在を削除した。	p. 446
8.7.2 予測	(4)予測手法 表 8.7-6 予測条件 [評価書案 p. 450]	解り易くするため、注意書きを追記した。	p. 450
8.7.2 予測	図 8.7-7 計画建築物等による等時間日影図 [評価書案 p. 455]	解り易くするため、注意書きを追記した。	p. 455
8.7.2 予測	(5)予測結果 写真 8.7-2、8.7-4 [評価書案 p. 457, 459]	日影時間を修正した。	p. 457, 459

表 10(3) 修正した箇所及びその内容（本編）

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	評価書ページ	
8.9 景観				
8.9.3 環境保全のための措置	(2)評価の結果 イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 [評価書案 p. 502]	環境影響評価書案に対する目黒区長意見を踏まえて、目黒区景観形成基準に基づき建築物、工作物に対する基準を遵守する旨を追記した。	p. 502	
8.10 自然との触れ合い活動の場	8.10.2 予測	(5)予測結果 イ 工事の完了後 [評価書案 p. 513]	「昆虫居住エリア」を「昆虫生息エリア」に修正するとともに、エリア配置について具体的な内容を追記した。	p. 513
8.11 廃棄物				
8.11.2 予測	(5)予測結果 ア 工事の施行中 (ア)建設廃棄物 [評価書案 p. 529]	環境影響評価書案に対する目黒区長意見を踏まえて、アスベストについて追記した。	p. 529	
8.11.2 予測	(5)予測結果 ア 工事の施行中 (ウ)汚泥 [評価書案 p. 529, 533]	「(ウ)汚泥」の項目を追記した。	p. 529, 533	
8.11.2 予測	(5)予測結果 ア 工事の施行中 表 8.11-19 排出される廃棄物等の排出量、再利用量、処理・処分量 [評価書案 p. 529]	表に処分方法欄を追記した。	p. 530	
8.11.3 環境保全のための措置	(1)予測に反映した措置 表 8.11-21 [評価書案 p. 532]	廃棄物の有効利用の項目について、「建設汚泥については脱水等の処理を行い再利用に努める」を「建設汚泥については脱水等の処理を行い再利用を図る」に修正した。	p. 532	
8.12 温室効果ガス				
8.12.2 予測	(4)予測手法 [評価書案 p. 539～540]	予測手法をわかりやすくするため、構成を見直した。	p. 539～540	
8.12.3 環境保全のための措置	(2)予測に反映しなかった措置 [評価書案 p. 541]	建物の断熱を向上させ、エネルギー使用量の削減を図る措置を追記した。	p. 541	
8.12.4 評価	(2)評価の結果 [評価書案 p. 541]	屋上緑化や壁面緑化を行うことにより、建物の断熱を向上させる旨の表現に修正した。	p. 541	

表 10(4) 修正した箇所及びその内容（資料編）

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	資料編ページ
8.1 大気汚染			
8.1.2 予測	(1) 予測手法 ケ 風洞実験を用いた周辺建物による排ガスの拡散への影響の検討 [評価書案資料編 p. 100 他]	煙突からの排出ガスの単位を「 m^3_N 」から「 $m^3 N$ 」に修正した。	p. 100 他
8.11 廃棄物			
8.11.1 現況調査	(1) 特別管理廃棄物の状況 ア 撤去建造物内に存在する特別管理廃棄物の状況 表 8.11-1 [評価書案資料編 p. 233]	環境影響評価書案に対する目黒区長意見を踏まえて、アスベストについて追記した。	p. 233
8.12 温室効果ガス			
8.12.3 予測手法	[評価書案資料編 p. 238～240]	予測手法をわかりやすくするため、構成を見直した。	p. 238～240

11 事業段階関係地域

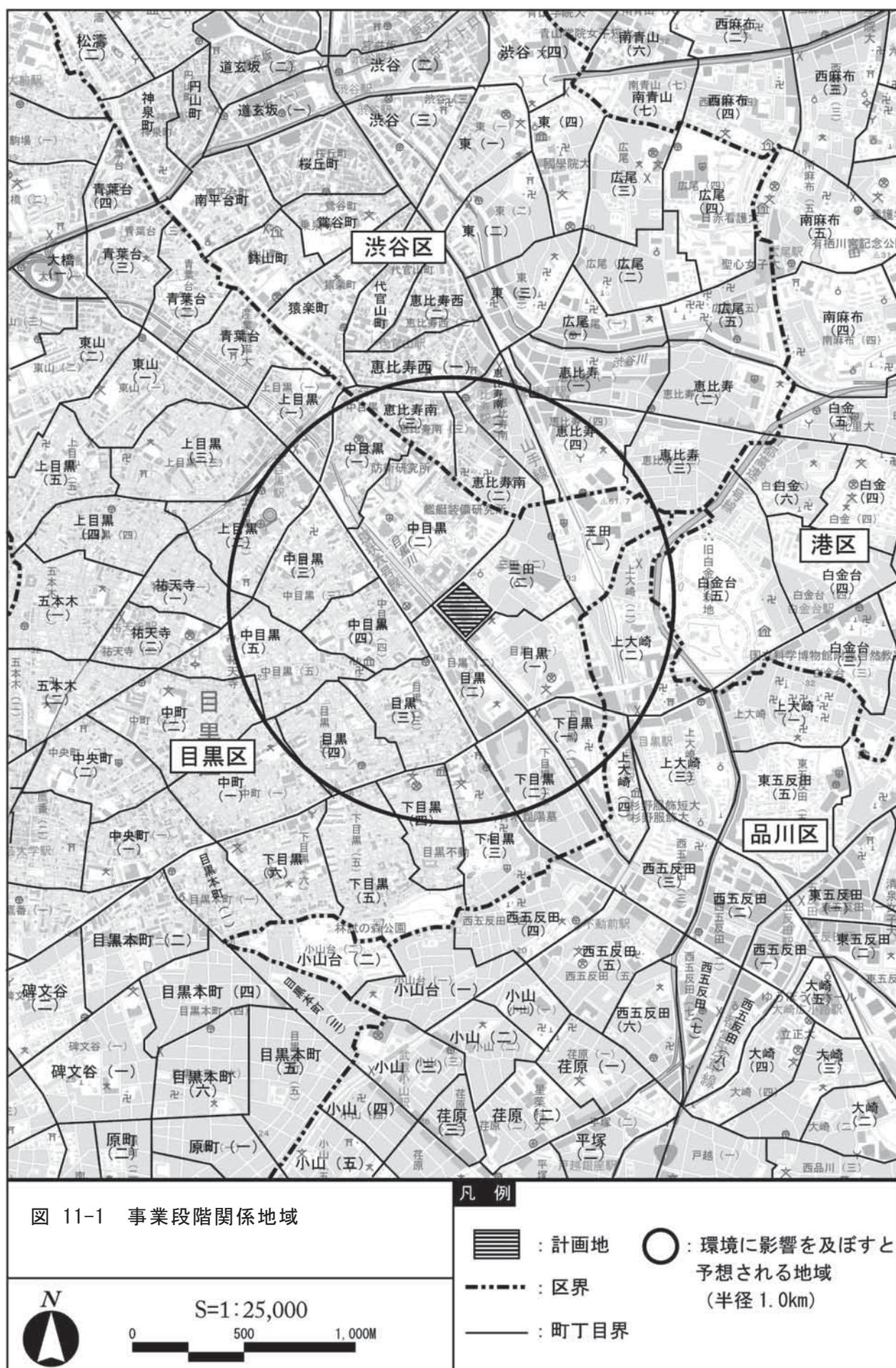
11 事業段階関係地域

東京都環境影響評価条例第49条第1項の規定により知事が定めた事業段階関係地域（平成27年6月26日決定）は、表11-1に示すとおりである。

また、その範囲は図11-1に示すとおりである。

表 11-1 事業段階関係地域の区町名

区 名	町 名
東京都目黒区	上目黒一丁目、上目黒二丁目、上目黒三丁目、中目黒一丁目、中目黒二丁目、中目黒三丁目、中目黒四丁目、中目黒五丁目、三田一丁目、三田二丁目、目黒一丁目、目黒二丁目、目黒三丁目、目黒四丁目、下目黒一丁目、下目黒二丁目、下目黒三丁目、下目黒四丁目、下目黒五丁目、中町一丁目、中町二丁目及び祐天寺一丁目の区域
東京都渋谷区	恵比寿一丁目、恵比寿三丁目、恵比寿四丁目、恵比寿西一丁目 恵比寿南一丁目、恵比寿南二丁目及び恵比寿南三丁目の区域
東京都港区	白金台五丁目の区域
東京都品川区	上大崎二丁目、上大崎三丁目及び上大崎四丁目の区域



12 評価書案審査意見書に記載された知事の意見

12 評価書案審査意見書に記載された知事の意見

評価書案審査意見書に記載された知事の意見は、以下に示すとおりである。

大気汚染、騒音・振動共通

首都高速中央環状品川線の開通に伴い、工事用車両及びごみ収集車両等の走行ルートである山手通りの現況交通量が変化していると考えられることから、予測条件の妥当性について検証すること。

大気汚染

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底すること。

騒音・振動

工事用車両及びごみ収集車両等の走行に伴う騒音の評価において、騒音レベルの増分はわずかであり、事業の実施による影響は小さいとしているが、計画地周辺の道路交通騒音は現状においても環境基準を超えていている地点があることから、規制速度の厳守はもとより、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の騒音による影響の低減に努めること。

13 評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階
関係区長の意見の概要並びにこれらについての事業者の見解

13 評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の概要並びにこれらについての事業者の見解

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の件数は、表 13-1 のとおりである。

表 13-1 意見等の件数

意見等	件 数
都民の意見書	10
事業段階関係区長の意見	2
合計	12

13.1 都民の意見書と事業者の見解

都民の意見書及びこれらについての事業の見解は、以下に示すとおりである。

都民の意見書は、内容を集約した上で項目別に分類し、個人情報が特定されない範囲で、原文のまま記載した。

13.1.1 大気汚染

都民の意見	事業者の見解
<p>環境影響評価条例に基づく技術指針が東日本大震災、原発事故、昨今の気象変動に対応していないため、アスベスト、放射性物質が調査項目にないが、実際は現工場排ガスから検出されているので、これらの予測評価を追加すべきである。</p> <p>また、工場建設地周辺の一般環境大気測定局で調査されていて、表7-3-20（107ページ）にその結果が明記されているにも係わらず、PM2.5と光化学オキシダントが予測評価の対象になっていない。環境基準が全く達成されていないPM2.5については予測法が確立していないので、との説明があったが、同じく環境基準が全く達成されていない（表7.3-25（116ページ）光化学オキシダントを調査対象事項にしない理由を明記すべきである。</p> <p>また、すべての予測・評価がスポット測定によっているが、24時間という住民の生活時間に合わせた連続測定値で評価すべきである。</p>	<p>平成23年7月から測定を実施している排出ガス中の放射性物質の測定結果は全て不検出となっています。また、アスベストについては排出ガス測定で検出されたことがあります、清掃工場に対するアスベストの排出基準値はなく、アスベストを取り扱う施設を規制対象にした排出基準値と比較しても小さい値です。</p> <p>このため、予測・評価項目として選定する必要はないと考えています。</p> <p>光化学オキシダントについては、評価書案61ページに記載したとおり、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質であり、現在の知見では、本事業から排出される物質量と大気中での反応生成量との関連を予測する方法が確立されていないため、予測・評価項目として選定しておりません。</p> <p>また、大気汚染に係る各項目については、一般環境大気測定局の過去3年間の測定データと、2週間の調査を四季にわたって実施</p>

都民の意見	事業者の見解
	する現地調査の結果をもとに予測・評価を行っています。いずれも24時間連続の測定です。
現工場に係る環境影響評価予測（1984年実施）では、各大気汚染物質の「最大濃度着地点」は、品川区立伊藤中学付近で、排出ガスは拡散するから地元への影響は少ないという当時の事業者の答弁にある程度納得した経過がある。しかし評価書案239ページ以下に図示されている「最大濃度着地点」はいずれも工場敷地からわずか1キロしか離れていないが、その理由と対策を明記すべきである。	現黒清掃工場に係る環境影響評価での予測結果に比べ、本事業では煙突排出ガスの最大着地濃度地点はより近くなりました。これは、現工場建設時に比べ、風速が遅くなつたことや周辺建物の高層化などが理由と考えられます。 予測濃度が最大となる地点までの距離は近くなりましたが、予測濃度の最大値は、二酸化硫黄が0.015ppmから0.001ppmに減少するなど、すべての項目で低減しています。 現工場及び本事業のいずれの環境影響評価においても、予測濃度は元々大気中に存在する有害物質の濃度がほとんどを占め、煙突から排出するガスによる影響は小さいものとなっています。 施設の稼働後については、現工場よりも厳しい自己規制値を設定し遵守することで、環境への影響をさらに低減するよう努めます。
ダイオキシン類は主にごみ焼却施設が発生源とされるが、表8.1-52(1)にある煙突排出ガス影響濃度に比べてバックグラウンド濃度が極めて高い理由と、年間総排出量を明記すること。	表8.1-52(1)に示すバックグラウンド濃度0.027pg-TEQ/m ³ は、計画地周辺の一般環境大気測定局測定結果の平均値であり、平成26年度の東京都調査による都内全域の環境大気中のダイオキシン類調査結果の年平均値0.014～0.038pg-TEQ/m ³ と同程度です。 予測では排出ガス中のダイオキシン類濃度を法規制値である0.1 ng-TEQ/ m ³ Nとして算出していますが、ダイオキシン類の予測結果に占める煙突排出ガスの寄与率は最大でも0.72%です。また、現工場の排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果は0.0000023ng-TEQ/ m ³ N（平成26年度平均値）であり、実際の排出量はさらに少なくなると予想されます。 なお、現工場から大気中に排出されたダイオキシン類の年間総量は、化学物質排出移動量届出制度において報告し、公表されています。平成26年度の実績では0.0023mg-TEQ/年となっています。
工事の施行中的大気汚染の数値が高すぎます。予測濃度0.047ppmは、私達が毎年はかっている駒沢通り、山の手通りの0.03ppmより高く、すぐ近くに田道小学校があることを考えると大変不安です。環境基準0.06にするのも小学校を前にしての工事としたら、いかがなものでしょうか。	人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで積極的に維持されることが望ましい目標として環境基準が定められています。一般環境大気中において二酸化窒素の環境基準が達成されているかどうかの判断基準は、1年間に得られた1日平均値のうち、最も高い濃度に相当する日平均値の年間98%値（低い値から数えて98%目にあたる値）が0.06ppm以

都民の意見	事業者の見解
	<p>下であるかどうかとされています。</p> <p>環状6号線（山手通り）における工事用車両の走行による二酸化窒素の予測濃度は、年平均値では0.026ppmとしていますが、環境への影響を評価するための評価指標を環境基準としていることから、この年平均値を環境基準の達成判断基準に基づいて、日平均値の年間98%値に相当する濃度として換算した値が0.047ppmとなったものです。</p> <p>したがって、常にこの濃度となるという意味ではありません。</p> <p>また、環状6号線を走行する車両のほとんどは一般車両であり、この地点で本事業の工事用車両が道路沿道大気の二酸化窒素濃度に与える影響の寄与率は0.9%と小さいものとなっています。</p> <p>なお、工事中は、九都県市が指定する低公害車の使用やアイドリングストップの励行など環境保全の措置を実施することにより、環境負荷の低減に努めます。</p>
<p>ばいじんなどの濃度や量について表記があるが、温度はどうであろう。数字を出せないものか？工場そのものが高温を出し、近隣住民は工場という熱いものを腹に抱えているようなものである。時によつては臭気を伴う高温が煙突から排出されることは受任限度を超えることになる。さらに言えば煙突の高さは記述されているが、太さについては従来より細いものになってしかるべきであるがどうであろう、答えてほしいものである。</p> <p>今回の工場の高性能度からすると高パワーだけに、周辺気温や煙突からの排出物の温度を高めることにならないか。煙突から排出されるものの想定最高温度を明記すべきである。</p>	<p>評価書案27ページに記載したとおり、煙突排出ガスの温度は、190℃の条件で予測しています。煙突排出ガスは上昇しながら拡散し、周りの空気により冷却されることから、周辺気温に大きな影響を与えることはありません。</p> <p>また、ごみから発生する臭気は高温で燃焼することにより分解されます。</p> <p>なお、煙突についてはコンクリート製の外筒と、内部に排出ガスが通る内筒がありますが、外筒についてはメンテナンス用のエレベータを設置することなどにより、煙突上部における太さは、現工場の直径約7.7～7.9mに対して新工場では約8.5mと計画しています。</p>
<p>工事着工前に目黒川筋両岸、246号道路沿道での排気ガス量、有毒ガス量、粉じん等の調査をより精密、正確に測定する必要ありと私は考えるが如何。</p> <p>要するに30年前の新築時と今とでは値が悪くなっているのではと心配。</p>	<p>道路沿道大気については、工事用車両やごみ収集車両等の走行による影響を予測するため、これらの車両の走行ルートの沿道である環状6号線及び補助19号線において、工事着工前の現況を調査しました。</p> <p>調査は1週間にわたり、車両から排出される代表的な有害物質である浮遊粒子状物質及び二酸化窒素についてJIS(日本工業規格)に基づいて実施しています。</p> <p>目黒川の両岸を通って工事用車両やごみ収集車両等が目黒清掃工場へ走行することはなく、また、計画地から2km以上離れた246号道路では、本事業に係る車両の影響は少ないといため、改めて現地での調査を行う必要はない</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>それぞれの項目で、予測濃度は、環境基準等を「下回っている」、事業による影響は「少ない」ということではあるが、周辺の、一般環境大気測定局における微小粒子状物質(PM2.5)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(Ox)などは、環境基準を達成できていない地点も多い。ごみの焼却による影響は、寄与率は少ないといわれてはいるが、それらの発生源であることには違いないので、よりいっそうの環境負荷の低減を目指してほしい。それは建替工事中のみならず、工事完了後も同様である。そのためには、23区と連携して、ごみの減量、総処理量の低減などの目標を立てて、よりいっそうの環境負荷の低減に向けて取り組む必要があると思う。</p> <p>また、工事完了後の、水銀対策など、清掃工場煙突出口での監視も重要であるが、23区と連携して、入口対策をしっかりと取り組んでほしい。例えば、現状の、蛍光管や乾電池(輸入品も多いので)など水銀含む廃棄物を、「不燃ごみ」扱いではなく、「有害ごみ」などとして、23区共通したルール等で、清掃工場や不燃ごみ処理施設へ入れない仕組みづくりなど。</p>	<p>いと考えます。</p> <p>なお、現況調査において、246号道路周辺の大気汚染常時監視測定局のデータを調査しており、二酸化窒素等の現在の値は、約30年前と比較して低くなっています。</p> <p>工事の施行中については、最新の排出ガス対策型の建設機械を使用するとともに、同時に多数の建設機械が稼働しないように配慮した作業計画を立てるなど、環境影響をさらに低減するよう努めます。</p> <p>また、工事の完了後については、煙突排出ガスの自己規制値を現工場よりも厳しい値で設定しており、この新しい自己規制値を遵守し、環境影響をさらに低減するよう努めます。</p> <p>なお、安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するため、処理不適物の搬入を防止し、適正搬入を促進する取組として、引き続き23区と連携しながら搬入物検査を実施します。</p>

13.1.2 悪臭

都民の意見	事業者の見解
<p>現在も搬入車輛による悪臭に悩まされていることから、工場敷地外(特に清掃車が集中する中里橋周辺)の臭気についても、搬入車輛の影響を予測・評価すること。</p>	<p>ごみ収集車両は密閉式の構造であり、また、清掃工場から退出する前には洗車を行うなど、臭気の影響を防止しているため、工場敷地外におけるごみ収集車両の予測を行う必要はないと考えています。これらの臭気の防止措置を引き続き行い、環境負荷の低減に努めます。</p> <p>なお、ごみ収集車両が走行している状況において工場敷地周囲の現況調査を実施しましたが、その結果はプラットホームの風下側を含む敷地境界5地点で臭気指数10未満でした。これは悪臭防止法で定める敷地境界における規制基準である臭気指数12を下回っています。</p>

13.1.3 騒音・振動

都民の意見	事業者の見解
<p>現工場の「第77回運営協議会」で公表された調査結果では稼働時、停止時の騒音は、田道小学校際の地点で協定基準値（45デシベル）を僅かに上回っている（49～53デシベル）が、振動については協定基準値（55デシベル）をはるかに下回っている（29～34デシベル）。つまり児童及び周辺住民は工場稼働による振動の影響は全く受けていない日常だが、解体・建設工事にともない、騒音79デシベル（同運営協議会資料「騒音のめやす」によれば、80デシベルは地下鉄の車内（窓を開けた時）、振動は現況の2倍以上の影響（51～59デシベル）を受けることになるにも拘わらず、大規模工事対象の「勧告基準」を下回るから「環境への影響は少ない」という評価は全くの詭弁である。「影響は甚大であるが、出来るかぎり軽減に努める」とし、工事時間の調整など具体的な措置を明示すべきである。</p>	<p>予測は、最も多くの建設機械が稼働している時期を対象としており、工事の施行中の騒音は、く体・プラント工事の50か月目、振動は解体・土工事の33か月目で予測しています。</p> <p>したがって、工事期間中に予測した値の騒音・振動が継続して発生するということではありません。</p> <p>工事の施行にあたっては、環境保全の措置として、建設機械自体も低騒音・低振動型を取り入れ、なるべく建設機械の配置を1か所で集中稼働させずに分散させることや同時稼働を極力避けるとともに、工事用車両の搬出入は特定の時間に集中させないように配慮します。</p> <p>環境保全の措置については、本環境影響評価書案に明示しており、環境保全の措置を実施することにより、環境負荷の低減に努めます。</p>
<p>騒音・振動に関しても、施行中の予測値59dBも大いに不安です。</p> <p>この近年、地震等で私達大人さえ、振動に大変神経質になっています。まして、学童にとって、長期にわたる工事振動は、よい環境とはいいがたく、59dBという勧告基準により近い数値が何年もつづくのは、いかがなものでしょうか。</p> <p>この数字（勧告基準）は何をもとにしているのか、よくわかりませんが、この基準内のはずの工事を3日間つづけて行われただけで、私どもは大変ストレスしました。（水道工事でしたが）その体感からも、田道小学校の学童のストレスは、大いに想像できます。工事をもっと小規模なものにすべきです。小さな目黒の地域にみあった小さな地域になじんだ清掃工場を切に要望いたします。</p>	<p>予測は、最も多くの建設機械が稼働している時期を対象としています。</p> <p>したがって、工事期間中に予測した値の騒音・振動が継続して発生するということではありません。</p> <p>工事の施行にあたっては、環境保全の措置として、建設機械自体も低騒音・低振動型を取り入れ、なるべく建設機械の配置を1か所で集中稼働させずに分散させることや同時稼働を極力避けるとともに、工事用車両の搬出入は特定の時間に集中させないように配慮します。</p> <p>また、騒音・振動を常時測定する装置を設置し、その表示板は近隣の小学校や周辺住民から見やすい仮囲いの外に設置するとともに、常に測定値を監視し、基準を超えないように周辺に配慮します。</p>
<p>隣に小学校があるということで、騒音、交通など学校への影響が少ないことを望みます。</p>	<p>なお、当組合の職員が工事現場に常駐し、近隣の小学校や周辺住民等からの苦情等に対しても真摯に対応します。</p>
<p>工事用車両は多いところで一日600台、ごみ収集車両等は1,300台になる。</p> <p>評価書案8.3.1によれば、工事用車両の走行による騒音の予測値が山手通りの南側（目黒2丁目13）で、ごみ収集車両等の走行による騒音が山手通りの同じ場所と工場入口付近（三田2丁目19-43）とで、環境基準を上回っている。（p. 348-49. 工事実行中の二酸化窒素の</p>	<p>一般車両を含めた走行車両全体に対するごみ収集車両等の走行割合は、山手通りの南側のC地点は1%程度、補助19号線のA地点では12%程度であり、一般車両による影響が大きいものとなっており、本事業の実施により車両の集中を著しく招くことにはならないと考えています。</p> <p>しかし、騒音において環境基準を上回る結</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>濃度でも、かろうじて環境基準を下回る程度である:p. 270)。いずれも現況調査の結果がすでに環境基準を上回っていて、予測結果は現況と同様なので「本事業による影響は少ない」というが、これは、そもそも車による公害があるところに、さらに車両の集中を招くような公共事業をする結果にはかならない。</p> <p>このような地域に大規模施設をもつてすることは環境保全の精神に相容れない可能性がある。</p>	<p>果となっていることを踏まえ、新工場では補助19号線付近の騒音を軽減するため、ごみ収集車両等の一時待機所を敷地境界付近から工場寄りにするとともに周辺地盤より低くし、道路側に防音壁を設置することや、工場敷地内のごみ収集車両等の走行に際しては速度制限を設ける等、騒音防止対策を検討します。また、補助19号線の渋滞を緩和する方策等道路騒音低減対策について道路管理者や交通管理者等と協議を行っていきます。</p>

13.1.4 自然との触れ合い活動の場

都民の意見	事業者の見解
<p>概要21ページと22ページを比較すると歴然と分かるが、前述した建物面積が増加するため、緑地側にせり出し緑地帯は減少すると予想できる。あたかも緑に覆われた工場かのようにイメージ写真を載せ、高熱を発し実質規模を広げ大量消却を裏づけるようで恐ろしい。まさにこの図は欺瞞といえる。近隣住民を欺くものではないのか。緑地面積はどの程度減少するのか問題である。「地域にとけこむ」基本コンセプトは絵空事に見える。</p>	<p>新工場では、現状と同様に敷地北東側の緩衝緑地や敷地周囲の緑地を維持するとともに、周辺環境との調和や地球温暖化対策として工場棟の屋上や壁面にも緑化を施す計画としています。</p> <p>新工場の地上部の緑化面積は現工場と同程度の面積を確保し、更に屋上・壁面の緑化を合わせることで現工場の約1.7倍の緑化面積を計画しています。また、既存樹木を可能な限り保全するとともに、目黒川沿いの緑の軸との調和や、緩衝緑地を今後も開放し、地域住民の憩いの場として活用される緑地の形成に努めます。</p> <p>なお、工事中においても、可能な限り緩衝緑地の利用について配慮します。</p>

13.1.5 廃棄物

都民の意見	事業者の見解
<p>工事中の廃棄物は、可能な限り再資源化を図るとなっているが、解体前清掃や焼却炉設備等解体工事では、「労働安全衛生規則」や「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に則り作業が行われるのは当然として、2011年3月より、長期間にわたって、結果的に、放射性廃棄物の焼却施設ともなり、焼却灰や飛灰、各種プラント設備も放射性物質に汚染され続けて今に至っている。放射線障害防止指針に則り、作業従事者の安全はもとより、それぞれの解体廃棄物に至るまで、万全な対策での廃棄物処理を望む。</p>	<p>清掃工場の排出ガスや灰・排水、灰処理設備等について、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、放射能濃度等を測定していますが、排出ガスからは放射能は検出されておらず、排水中からも発災当時の一時期に微量検出されたものの、それ以降は検出されていません。主灰・飛灰の放射能濃度は特別な管理が必要とされる判断基準の値を十分下回っています。また、灰処理設備周辺における空間放射線量率は敷地境界と同程度となっており、各種プラント設備が放射性物質に汚染されているということはありません。</p> <p>なお、当組合では「電離放射線障害防止規則」(厚生労働省) や「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取り扱いについて」(環境省) で示された被ばく防止</p>

都民の意見	事業者の見解
	策を基に制定した「東京二十三区清掃一部事務組合放射線障害防止指針」及び「東京二十三区清掃一部事務組合放射線障害防止実施細則」のほか、放射性物質汚染対処特措法に従い適正処理を行っています。

13.1.6 温室効果ガス

都民の意見	事業者の見解
<p>温室効果ガスの排出が大きな施設であるということをきちんと説明すべきです。</p> <p>また、本質的に排出量が減るわけではないので、排出量は減りませんが、排出量からの利用をするという説明がよいと思います。</p> <p>現在の活用量から、今後増える量が見えるような説明がわかりやすいです。</p>	<p>環境影響評価手続における温室効果ガスの評価においては、削減の程度と省エネルギー・地球温暖化対策に係る国等の方針・計画にごみの中間処理を担う事業者の施策方針が合致していることが求められます。</p> <p>23区では、各区がごみの排出抑制・減量化に取り組んでいますが、それでも排出されるごみについて、当組合はごみの中間処理を担う立場から焼却による減容化、エネルギー回収等に取り組んでいます。</p> <p>ごみを焼却する過程では、温室効果ガスが発生しますが、新工場では、引き続き近隣の公共施設への熱供給や高効率発電を行うなど、ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効利用に努めるとともに、太陽光発電の導入や建物緑化等による建築物の省エネルギー、LED照明や高効率モータなど省エネルギー機器を導入し、清掃工場から排出される温室効果ガスの削減に努めます。</p>
<p>新工場がごみ焼却等によって排出する温室効果ガスは、CO₂換算で約20万トン。ごみ発電等で4万5千トン相当のエネルギーを生み出す予定なので、差し引き15万5千トンが純排出量と予測がされている(p. 540)。</p> <p>目黒区地球温暖化対策地域推進計画(平成26年3月版)によれば、2010年時点での目黒区総排出量は100万トン強だったので、本工場だけで15%を上回る寄与率となる。総工事費約300億円をかけて(7月31日、住民説明会での二十三区一部事務組合課長の発言)、何の経済価値も何の文化的およびその他の非経済的価値も生まない公共工事をすることには大きな疑問符がつく。</p>	<p>目黒区地球温暖化対策地域推進計画内の温室効果ガスの量は、「みどり東京・温暖化防止プロジェクト「特別区の温室効果ガス排出量」」(以下「みどり東京」という。)の手法を基に、生ごみなどの植物由来のごみ焼却分はカーボンニュートラル(排出量が実質的にゼロと見なせる状態)として除いて算出しています。</p> <p>一方、本事業の予測・評価では、ごみの焼却や電気・都市ガスの使用に伴い発生する全ての温室効果ガスの量を算出しているため、「みどり東京」における温室効果ガス算出量と比較して多くなります。</p> <p>このように「みどり東京」における評価手法は環境影響評価の評価手法と異なることから、これらを単純に比較することはできません。</p> <p>また、23区において様々な施策や具体的な取組目標を立て、ごみの発生抑制・減量化に取り組んでいますが、取組後も排出される可燃ごみについて、当組合ではごみの中間処</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>資料編（240ページ）に、工事完了後の、温室効果ガス排出量として、計画施設と既存施設（平成23年度の実績値）の排出量が掲載してあるが、既存施設（ごみ焼却量136,894t/年）は「ごみ焼却CO₂：147,845 t-CO₂/年、ごみ焼却（CH₄）：2.7t-CO₂/年、ごみ焼却（N₂O）：2,406 t-CO₂/年、電力使用：11,658 t-CO₂/年、都市ガス使用：123 t-CO₂/年、合計：162,035t-CO₂/年」となっていて、清掃工場作業年報（平成23年度）では、エネルギー起源CO₂排出量：369t、非エネルギー起源CO₂排出量：62,900tとなっている。（作業年報のエネルギー起源は燃料・外部電力の使用、非エネルギー起源は廃プラスチックや合成繊維などの焼却により発生する廃棄物の焼却。）評価書案では、東京都環境影響評価技術指針に基づく算出方法と、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成20年法律第67号）による算出との違いとなっているが、それにしても、エネルギー起源分もかなりの乖離があるのはなぜか。また、説明会での清掃一組資料、排出量約20万1千トン/年（削減量を差し引いて総排出量約15万5千トン/年）も、想定ごみ焼却量を169,800t/年と283日稼働での最大の積算である。温暖化防止対策に、緑化や太陽光発電も重要ではあるが、できる限りのごみ焼却量の削減で、温室効果ガスの抑制をお願いしたい。</p>	<p>理を担う立場から焼却による減容化、エネルギー回収等に取り組んでいます。</p> <p>ごみを焼却する過程では、温室効果ガスが発生しますが、新工場では、引き続き近隣の公共施設への熱供給や高効率発電を行うなど、ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効利用に努めるとともに、太陽光発電を含め、できる限り最新技術を導入し、清掃工場から排出される温室効果ガスの削減に努めます。</p> <p>なお、清掃工場は、23区内において900万区民の社会経済活動と衛生的で快適な生活を支える上で必要不可欠な都市施設です。</p> <p>環境影響評価書案の資料編では、電力使用による温室効果ガス排出量として所内消費電力量を含む、「総使用電力量」（23,840,276kWh、平成23年度実績）を用いています。</p> <p>一方、清掃工場等作業年報では地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて算出しており、電気の使用によるエネルギー起源CO₂排出量として、所内消費電力量を含めない、「他者から供給された電気の使用量」（518,688kWh、平成23年度実績）を用いるほか、対象量未満の一酸化二窒素などの温室効果ガスについては報告義務がないため、二酸化炭素の排出量のみを記載しています。</p> <p>これらの要因により、清掃工場等作業年報に記載されているエネルギー起源CO₂算出量より、予測・評価の温室効果ガス算出量が多い結果となっています。</p> <p>また、23区において様々な施策や具体的な取組目標を立て、ごみの発生抑制・減量化に取り組んでいますが、取組後も排出される可燃ごみについて、当組合では安定的かつ効率的に処理するとともに、ごみ焼却に伴う熱エネルギーを有効利用することにより、清掃工場から排出される温室効果ガスの削減に努めます。</p>

13.1.7 予測・評価全般

都民の意見	事業者の見解
<p>調査項目のほとんどについて、基準値内であるとか、影響は少ないなどの記述が目立ち、数十年も苦しんできた人々に違和感を与えていたのではないかと私は思う。特に車両</p>	<p>予測・評価は、地域の環境に与える影響を可能な限り低減するための環境保全のための措置を検討した上で実施しています。</p> <p>環境保全の措置では、工場敷地境界における</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>などの悪臭については規制値ぎりぎり、騒音については基準値を上回り、「環状6号線そのものに従来からあった」やの記述が目につくが、だからこそ「この場所に清掃工場など建てるな」が地元の思いである。現況調査の数値が高かったものを助長しただけで「影響は少ない」で基準値を超えているのに放置されるのか。何らかの対処法を検討すべきである。</p> <p>恒久施設として建替えるのではなく、改修のみにとどめ、他区のごみ搬入を制限すべきである。ごみ収集車両の年間台数を従来と将来に分けて予想数を出し減ずる方向で明示する必要がある。</p>	<p>る悪臭の予測においては、新工場では新たにプラットホームの出入口と構内周回路の一部に覆蓋を設けることや、ごみ収集車両等の一時待機所を補助19号線から極力離して敷地境界付近から敷地内側に寄せて設ける等の臭気対策を行い、悪臭防止法の定める敷地境界における規制基準である臭気指数12を十分下回ると予測しました。</p> <p>道路沿道の騒音については、環状6号線及び補助19号線において現況調査結果と予測値が共に評価の指標とした環境基準を上回りましたが、現況調査結果と予測値はほぼ同等であることから評価においては本事業による影響は少ないとしました。</p> <p>しかし、騒音において環境基準を上回る結果となっていることを踏まえ、新工場では補助19号線付近の騒音を軽減するため、ごみ収集車両等の一時待機所を敷地境界付近から工場寄りにするとともに周辺地盤より低くし、道路側に防音壁を設置することや、工場敷地内のごみ収集車両等の走行に際しては速度制限を設ける等、騒音防止対策を検討します。また、補助19号線の渋滞を緩和する方策等道路騒音低減対策について道路管理者や交通管理者等と協議を行っていきます。</p> <p>清掃工場は、老朽化等によりしゅん工後25～30年で建替えの対象となります。一般廃棄物処理基本計画では、ごみの安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するため、ごみ量の予測、計画耐用年数、整備工事期間、地域のバランス、各区の収集運搬への影響にも配慮して、清掃工場の施設整備計画を策定しています。</p> <p>今後、平成30年代には耐用年数に達する清掃工場が多くなることや、稼働している清掃工場も老朽化の進行による年間稼働日数の減少が見込まれる等により焼却能力の不足が懸念され、また、計画期間終了後の平成40年～平成50年頃の耐用年数を迎える工場が集中する時期には、焼却能力、焼却余力とも大きく低下する可能性があります。</p> <p>このため23区全体のごみを将来にわたって確実に処理するためには、目黒清掃工場は計画どおり平成29年度に600トンでの建替えが必要です。</p> <p>なお、23区から排出される一般廃棄物は23区全体の責任として安定的な中間処理体制を確保することを踏まえ、平成16年8月の特別区長会において、焼却に関する制限や</p>

都民の意見	事業者の見解
あらゆる調査地点が妥当かどうか。悪臭・騒音・振動・大気汚染の測定位置は妥当か？地点数は？さまざまな疑問が残る。もっと増やすべきである。	<p>搬入地域に関する制限については解消に向けて見直していくことが確認されています。</p> <p>調査地点については、環境影響評価条例に基づき、環境影響評価書案を作成する前に、調査、予測及び評価の方法等を明らかにした環境影響評価調査計画書を公表し、各予測・評価項目に係る状況を適切に把握し得る調査地点を選定しています。</p> <p>具体的な調査地点は以下のとおりです。</p> <p>大気汚染における一般環境大気質については、計画地及び煙突から排出される有害物質が拡散し、地表に達した濃度が最大と予測される地点の近傍 5 地点、道路沿道大気質は工事用車両やごみ収集車両等の走行ルート上の 3 地点としました。</p> <p>悪臭は、プラットホームの風下側を含む敷地境界 5 地点、煙突等気体排出口及び汚水処理設備の放流槽としています。</p> <p>また、騒音・振動については、環境騒音・振動は計画地敷地境界の 4 地点、道路交通騒音・振動は工事用車両やごみ収集車両等の走行ルート上の 3 地点としました。</p> <p>以上の調査地点により現況の状況を適切に把握できると考えています。</p>
<p>建物内部ごみ処理施設における高圧洗浄前の空間放射線量を検査し記録しておくべきである。</p> <p>公共下水道へ放出する際の上記洗浄水検査は影響評価項目に加えるべきである。</p> <p>建物解体後のコンクリート塊と土壤についてゲルマニウム半導体測定機による放射能濃度測定検査を行い記録しておくべきである。</p>	<p>解体前清掃の前に空間放射線量率を測定とともに、解体前清掃後の解体工事に着手する前にも、工場設備内各所の空間放射線量率を測定し記録します。また、その結果については、住民等との協議会において情報提供を行います。</p> <p>解体前清掃時も清掃工場の汚水処理設備は通常に稼働しており、洗浄水は汚水処理設備にて処理した後、下水道に放流します。</p> <p>なお、下水道へ放流する際の放射能の基準値はありませんが、当組合では排水の測定を行っており、目黒清掃工場では測定を開始した約 5 年前から現在に至るまで、測定値は検出下限値未満です。</p> <p>また、解体工事に着手する前には、工場設備内各所の空間放射線量率を測定し、安全を確認することから、解体後の建物コンクリート塊等の放射能測定は行いません。</p>
ついに放射性物質は項目に入らなかった。東京全体でこれから問題になるのは放射性物質である。福島では汚染水が漏れ続けている。コントロールもできていない。食べ物への汚染も拡大の一途をたどっているが、それだけに放射性物質も工場を介して広がることもあり得る。放射性物質とPM2.5について	清掃工場で検出される放射性物質は搬入されたごみに由来するものです。清掃工場の排出ガスや灰・排水について、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、放射能濃度を測定していますが、排出ガスからは放射能は検出されておらず、排水中からも発災当時の一時期に微量検出されたものの、それ以降は

都民の意見	事業者の見解
は調査できる時期について明示すべきである。PM2.5は体の奥底まで侵入し蝕む微粒子状のものらしいが、調査すべきである。	<p>検出されていません。また、主灰・飛灰の放射能濃度は特別な管理が必要とされる判断基準の値を十分下回っており、工場内灰処理設備周辺及び敷地境界における空間放射線量率の測定結果から、清掃工場が拡散源になつてないことを確認しています。</p> <p>なお、解体工事に着手する前には、工場設備内各所の空間放射線量率を測定し、安全を確認します。今後は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する放射性物質の影響は低減すると考えますが、当面の間は引き続き測定とともに、国の動向等を見ながら今後の対応を検討していきます。</p> <p>微小粒子状物質（PM2.5）については、工場敷地内において測定を行っており、工事が完了し稼働を始めた後、事後調査として、一年間測定を行います。</p>

13.1.8 その他

都民の意見	事業者の見解
「効率的で安定した中間処理体制を確保するため」とあるが、現目黒工場は処理量の半分以上の他区のごみや持ち込みごみの搬入・焼却を受け入れており、今まで充分に23区共同による「安定した中間処理」に貢献してきた。一廃計画のごみ量予測を見れば、当事業の焼却能力を日量450トン規模にしても、今後も充分に「可燃ごみの全量焼却体制」を確保出来るにも拘わらず、現行と同規模での建替事業を推進する根拠となるデータを、ごみ量予測の手法、サンプル数、計算式を明記すべきである。	<p>清掃工場は、老朽化等でしゅん工後25～30年で建替えの検討の対象となります。一般廃棄物処理基本計画では、ごみの安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するため、ごみ量の予測、計画耐用年数、整備工事期間、地域のバランス、各区の収集運搬への影響にも配慮して、清掃工場の施設整備計画を策定しています。</p> <p>今後、平成30年代には耐用年数に達する清掃工場が多くなることや、稼働している清掃工場も老朽化の進行による年間稼働日数の減少が見込まれる等により焼却能力の不足が懸念され、また、計画期間終了後の平成40年～平成50年頃の耐用年数を迎える工場が集中する時期には、焼却能力、焼却余力とも大きく低下する可能性があります。</p> <p>このため23区全体のごみを将来にわたって確実に処理するためには、目黒清掃工場は計画通り平成29年度に600トンでの建替えが必要です。</p> <p>なお、将来のごみ量予測の方法や焼却能力及び施設整備計画等については、当組合の一般廃棄物処理基本計画に示しています。</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>都心に近い住宅密集地にある当事業の位置は、「自区内処理の原則」に従って、目黒区内4箇所の候補地から「地型が良い」というのが主な理由で選択され、第2種住宅専用地域（工場北側は現在も第1種住宅専用地域）が、ごみ焼却場として都市計画決定された。このような経過をふまえ、平成元年「建て替え時には他に建設地を求める」という陳情が目黒区議会で採択され、当時の区議会議長が都知事宛に意見書を提出した、という経緯を本項目に明記すべきである。</p> <p>また、現工場操業開始以後、周辺環境は「恵比寿ガーデンプレイス」、目黒川沿岸部の高層マンション、中里橋際の宅配便中継所、首都高・中央環状線の排気塔の建設などで激変しているにもかかわらず、再度当地を建設地として選定する理由をも明記すべきである。</p>	<p>平成12年4月に地方自治法等の一部を改正する法律が施行され、23区は基礎的自治体に位置付けられ、他の市町村と同様に住民に最も身近な行政サービスの一つである清掃事業が東京都から23区に移管されました。さらに平成15年7月の特別区長会において、一般廃棄物の中間処理は継続して23区共同で行うことが確認されるなど、現工場建設時と比べて清掃事業を取り巻く状況は大きく変化してきています。</p> <p>本建替事業は、当組合の一般廃棄物処理基本計画に基づき行うものであり、同基本計画では長期的なごみ量を予測し、設備の定期補修、故障等による停止、ごみ量の季節変動に対応できる焼却余力を確保した上で、地域バランス、耐用年数、整備期間を考慮して、目黒清掃工場は平成29年度から現行の規模で当該地において建替えを行うこととしています。</p> <p>なお、事業計画の策定に至った経緯については、評価書案の「6.5 事業計画の策定に至った経緯」に示しています。</p>
<p>美濃部都政時代のごみ戦争から「一区一工場」、「自区内処理の原則」に拠って、現目黒工場建設を区が了承したことを明記すべきである。「一区一工場」に準拠した現工場建設地の選定がなかったならば、当事業計画の策定は不可能なことは自明である。</p> <p>また、東京23区の清掃事業の歴史記録として、現工場が「一区一工場」、「自区内処理の原則」に拠って初めて建設され、かつ清掃工場として初めて「東京都環境影響評価条例」の手続きが適用され、かつこのような経緯を経て建て替えられる初めてのごみ焼却場であること、及び地元住民団体が東京都情報公開制度の初めての申請者として、当時のごみ処理量の杜撰さを指摘したことを明記すべきである。</p>	
<p>「目黒区から発生するごみを主体とし、周辺区からも搬入する」とあるが、現工場は「自区内処理の原則」に従って建設地が選定され、多くの地元住民の反対にも拘わらず建設された経過をふまえ、他区のごみ搬入量を制限するなどの措置が必要であることを付記すべきである。</p> <p>広く意見を求めるのであれば、パソコンなどのメールでの意見提出方法も採用されることを望みます</p>	<p>23区から排出される一般廃棄物は23区全体の責任で焼却することが共同処理の前提であることを踏まえ、平成16年8月の特別区長会において、焼却に関する制限や搬入地域に関する制限については解消に向けて見直していくことが確認されています。</p> <p>東京都環境影響評価条例に基づき、持参か郵送となっています。詳細は東京都環境局にお問い合わせください。</p>
<p>環境影響評価には関係ありませんが、震災後の処理、オリンピックを控えて、資材の高騰や人材の不足で建設費用が見込みより上がることも懸念されます。</p> <p>また、ごみの減量予測など一般の感覚とのずれも感じます。</p> <p>一般廃棄物処理計画に基づいて、建て替え事</p>	<p>当組合の一般廃棄物処理基本計画は、国の「ごみ処理基本計画策定指針」に沿って、概ね5年ごとに改定し、この計画に基づき清掃工場の建替えを行っています。</p> <p>平成27年2月の改定では、ごみ量予測に最新のごみ量実績を反映させたほか、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や東日本大</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>業は肃々と進められています。計画はあります が、計画通りに進めるだけでなく、社会状況の 変化、ごみ状況の変化など実施前にもう一度立 ち止まって、再検討するような仕組みもほしい と思います。</p>	<p>震災以降の災害対策への高まりなどを踏まえた 國の災害対策や地球温暖化対策の強化、 強靭な廃棄物処理システムの確保など、社会 状況の変化を踏まえています。 このように、今後も計画の改定にあたっては、可能 な限り諸条件の変動などを盛り込んでいきます。</p>
<p>多摩地域一人一日当たりの家庭可燃ごみ量 387 g 区部の一人一日当たりの家庭可燃ごみ量 529 g (目黒区510 g) (参考) 多摩地域一人一日当たりの総ごみ量 788 g (参考) 区部の一人一日当たりの総ごみ量 857 g (目黒区1034 g) ※便宜上、多摩地域と23区部の呼称を使っています。 上記、数字だけの単純比較ではあるが、まだ まだ区部には減量「余力」がある。それだけ多 摩地域は減量努力をしているということだ。現在 の目黒工場600トン炉を400トン炉にした場 合どうなるか。評価書案によると新工場がごみ 焼却等によって排出する温室効果ガスは、CO₂ 換算で約20万トン。ごみ発電等の4万5千トンを 差引きすると15万5千トンを排出すると予測し ている。これに上記仮定の6分の4をかけて10 万3千トン。「目黒区地球温暖化対策地域推進 計画」の、2010年目黒区内総排出量は100万ト ン強だったので、工場規模を縮小することで、温 室効果ガス5万トン分5%の削減に貢献でき る。また、現在の区部の焼却トン数2014年度は 267万トンであるから、多摩地域の一人当たり ごみ量を目指し政策を打つことで、70万トンの 減量の可能性がある。以上のように工場規模を 縮小することで、環境負荷を少なくとも、2割 程度は低減させることができるのである。 環境省は電源開発等が山口県宇部市に計画 している大型火力発電所の環境アセスにおいて、不承諾の結論を下した。大型火力で環境省 が「承認」しなかったのはこれで2例目、一例 目は計画自体が見直しされた。(ベースロード 電源の議論は置く) このように、環境アセスメントの趣旨にのつ るとともに、他の行政計画を受け止めれば、 環境負荷をどれだけ軽減できるかということ を示すはずである。それを示さないままの本案 は、ただの通過儀礼、出来レース、法令軽視、 環境影響評価書としては失格であると考える。 そのそしりを免れたいのであれば、建て替え</p>	<p>ごみの中間処理は、23区内において900 万区民の衛生的で快適な生活を維持するた めに、一日たりとも滞ることは許されず、安 全、安定的に処理する上で、一般廃棄物処理 基本計画で定めた600トン規模で、施設整備 をしていく必要があります。 環境影響評価手続における温室効果ガス の評価においては、削減の程度と省エネルギー や地球温暖化対策に係る国等の方針・計画に、 ごみの中間処理を担う事業者の施策方針 が合致していることが求められます。 そこで、温室効果ガス削減への取組につい ては、引き続き近隣の公共施設への熱供給や 高効率発電を行うなど、ごみ焼却に伴う熱エ ネルギーの有効利用に努めるとともに、太陽 光発電の導入や建物緑化等による建築物の 省エネルギー、LED照明や高効率モータなど 省エネルギー機器を導入し、清掃工場から排 出される温室効果ガスの削減に努めます。</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>計画の規模を縮小し、上記記載した事項を修正して環境負荷低減を導く評価書となるよう、23特別区清掃一部事務組合は、本案を訂正すべきである。</p> <p>高効率発電設備の計画とし発電事業として独自に環境影響の評価を行うこと。</p>	<p>本事業は、環境影響評価条例に基づき、「ごみ処理施設の種類ごとの処理能力合計200t/日以上」の設置事業として環境影響評価を行うものです。</p> <p>一方、環境影響評価条例の対象事業として発電所の設置事業がありますが、この場合の規模は11.25万kW以上となっており、本事業は対象事業ではありません。</p>
<p>そもそもは「一区一工場」と最後に地元住民をねじ伏せて目黒工場を建設、2000年には清掃事業を「23区に移管」といい、一貫性を保持してこそ循環型廃棄物処理が可能であるのに、ずたずたに処理事業を切り刻んできた。よって使えばよし燃やせばよしの悪しき大量消費型社会を助長し、爆発的人口増加となる地球規模の将来に残す負の遺産は、資源の争奪による戦争まがいの小競り合いとごみの山となろう。どうして私たちは未来の環境権を賭けて「23区移管」に徹底争うことができなかつたか、慚愧の念に耐えないのである。せめて多摩各市町村の水準は保持させるべきであった。</p> <p>現目黒工場で燃やされるものは、資源となるものも有害物の可能性のものも、ご茶混ぜになつた世田谷のごみなどが大半である。中野・大田その他遠隔地からも運ばれ、隣地に小学校を抱えた谷底低地の住宅地に、分別の手を加えている目黒区のごみとは異なるものが大量に運ばれてくることとなつた。この実態には首をかしげたくなる矛盾ばかりで、廃棄物処理の基本も理念も哲学も見てこない。この点は「立替え事業」の説明会段階で、最も多くの区民から出された異論であった。</p>	<p>平成12年4月に地方自治法等の一部を改正する法律が施行され、23区は他の市町村と同様に基礎的自治体に位置付けられ、住民に最も身近な行政サービスの一つである清掃事業が東京都から23区に移管されました。さらに平成15年7月の特別区長会において、23区共同で一般廃棄物の中間処理体制を確保することが確認されています。</p> <p>したがって、当組合は一般廃棄物の中間処理を担う立場から循環型社会の形成を目指し、資源・エネルギーの回収や排出ガス自己規制値を設定して遵守することによる環境負荷の軽減等を通じて循環型ごみ処理システムを推進しています。</p>
<p>建替えについて「住民の意見は聞いた」（あらまし1ページ）とは嘘である！少なくとも200トン200トン二基などの縮小案が出てきしかるべきであった。建替え説明会においては「疑念と、異議申したてと、怒り」からの質問が大半であったといつてよい。</p>	<p>清掃工場は、老朽化等でしゅん工後25～30年で建替えの検討の対象となります。一般廃棄物処理基本計画では、ごみの安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するため、ごみ量の予測、計画耐用年数、整備工事期間、地域のバランス、各区の収集運搬への影響にも配慮して、清掃工場の施設整備計画を策定しています。</p>
<p>さんさんと雪の降る極寒の日を説明会（目黒清掃工場建替計画素案説明会）に設定したが、すべての疑問やその雰囲気を私は読み取ってきた。ましてや工場の「運営協議会」においては、町内会からも地元住民からも「どうして自分たちの意見は何も取り入れられないのか」と最後まで「納得できない」の表明があった（傍</p>	<p>今後、平成30年代には耐用年数に達する清掃工場が多くなることや、稼働している清掃工場も老朽化の進行による年間稼働日数の減少が見込まれる等により焼却能力の不足が懸念され、また、計画期間終了後の平成40</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>聴記)。目黒区の付属機関である「環境審議会」においても、地元住民の意向をくみ取るよう「委員長提言」もなされたほどである。ごみは分けて資源化されるべきであって、最新鋭の工場の建設に使うであろう税金(本来環境保持のためのコストであるべき税金)は無駄であり、危険と隣り合わせの納得できない工場を谷底低地に再建設されることに、怒りをもって反対を表明したい。地元の意見無視の姿勢に「調和」は有り得ない。</p>	<p>年～平成50年頃の耐用年数を迎える工場が集中する時期には、焼却能力、焼却余力とも大きく低下する可能性があります。</p> <p>このため23区全体のごみを将来にわたって確実に処理するためには、目黒清掃工場は計画通り平成29年度に600トンでの建替えが必要です。</p> <p>目黒清掃工場は、平成3年3月にしゅん工してから現在に至るまで、近隣の公共施設に熱供給を行うとともに、敷地面積の約3割である約8,000m²を緑地として地域のみなさまに開放するなど、地域に親しまれる清掃工場を目指して操業してきました。新工場においても同様に熱供給や緩衝緑地を開放し、地域との調和を図っていきます。</p> <p>建替計画調査や環境影響評価の現況調査を行う前から住民説明会や周辺住民の代表を含めた運営協議会において、建替事業の説明を行ってきましたが、今後も事業の進捗に合わせ、丁寧に説明していきます。</p>
<p>説明会(環境影響評価書案についての説明会)で配った「あらまし」においては、工場の高さが低くなる説明しかない。実際は工場棟管理棟とも大幅に増設、この二つを合わせて従来の規模より3,350m²も多く、1・5倍以上の拡大規模となる。さまざまな矛盾を地元に押しつけ、当初の約束をさえ反故にし、規模の大きさを「あらまし」にさえ記載することなく、欺こうとする説明会での姿勢は道義に反するといえる。</p>	<p>現目黒清掃工場の建設時に比べ、ごみ質の変化に対応した焼却炉、ボイラ、公害防止設備などを設置する必要があるため、新工場は大きなボリュームが必要となります。そこで、周辺環境に配慮し、工場棟の高さを低く抑えて圧迫感を軽減し、地下部分を掘り下げた計画としています。この対策等については建替計画の素案に係る住民説明会や周辺住民の代表を含めた運営協議会において説明を行っています。また、環境影響評価書案に現工場と新工場の建築面積比較や新工場の大きさを示しています。</p> <p>新工場では、小学校を含めた周辺への環境対策として構内周回路の一部を覆う覆蓋を設けるため現工場に比べて建築面積が増加しますが、建物高さを低く抑えるため、日影や景観等、周辺環境への影響は小さいものとなっています。</p>
<p>今全国的な投資ラッシュらしき状況が見える。東北の復興地には資材も人材もなく遅れに遅れている。巨大施設を作るということは、復興の足を引っ張ることが必然で、目黒の谷底低地を離したくない深い意図が見えるだけである。物価上昇や格差社会の広がりからか、税金の使い方に納税者は敏感となり、箱ものの行政に拒否感が広がっている。現工場を改修もしくは縮小案を提示するなどの再検討を求める。</p>	<p>清掃工場は、老朽化等でしゅん工後25～30年で建替えの検討の対象となります。一般廃棄物処理基本計画では、ごみの安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するため、ごみ量の予測、計画耐用年数、整備工事期間、地域のバランス、各区の収集運搬への影響にも配慮して、清掃工場の施設整備計画を策定しています。</p> <p>今後、平成30年代には耐用年数に達する清掃工場が多くなることや、稼働している清掃工場も老朽化の進行による年間稼働日数の</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>田道小学校児童らの冬時期の欠席率はかなり高いのではないか。通学児を観察しているが長い期間をかけた疫学的調査を検討すべきであると思う。周辺住民の細かい健康調査もともに実施していただきたい。</p>	<p>減少が見込まれる等により焼却能力の不足が懸念され、また、計画期間終了後の平成40年～平成50年頃の耐用年数を迎える工場が集中する時期には、焼却能力、焼却余力とも大きく低下する可能性があります。</p> <p>このため23区全体のごみを将来にわたって確実に処理するためには、目黒清掃工場は計画通り平成29年度に600トンでの建替えが必要です。</p> <p>なお、東日本大震災に伴う復興事業に加えて東京オリンピックの関連工事が集中する時期は、本事業では解体工事中であるため、影響は少ないと考えていますが、労務単価や資機材の高騰については情報収集に努めています。</p>
<p>「一廃計画」の目的は「循環型ごみ処理システムの推進」とあるが、そもそも「一組」はごみの様態や出される物の特性、資源と廃棄物の関係などに巨視的視点を持って、全体を調整し指導できなければならない。目黒区のリサイクル事業は、工場周辺の住民の粘り強い努力によって成立・発展し、区民全体から支持されている。目黒の工場に分別無しの寄せ集めごみを運び込むことは、目黒区のリサイクル事業を否定するも同然である。何のために企業もプラマークをつけ、町ではマイバックを奨励し、ヨーロッパなどでは過剰包装を戒めていると思われるか？日本の過剰包装への緊張関係や警告は清掃工場を減らすことから始まる。「一組」は資源の消費から生活のありよう、より少なくすべきごみ循環を述べ、無力感に覆われながら循環型廃棄物処理とはなんぞやを追い求めている私たち区民に、地球の一部に住む職員一人ひとりの良心を賭けて「あした」を明示してほしい。</p>	<p>現工場において毎年実施している周辺大気環境調査や、新工場稼働後の排出ガスの最大着地地点における予測濃度は、もともと大気環境中に存在する汚染物質の濃度とほぼ同等であるため、目黒清掃工場の排出ガスによる影響は少ないと考えており、周辺で疫学的調査や健康調査を行う予定はありません。</p> <p>なお、清掃工場の排出ガスの影響による健康被害については、平成24年度に公害等調停委員会により、清掃工場等からの排出ガスにより生活環境の悪化及び健康被害等の発生が生じているとは認められないという裁定が出ています。</p>

都民の意見	事業者の見解																														
<p>目黒清掃工場の建替えは二十三区一部事務組合の「一般廃棄物処理基本計画(平成27年2月改訂)」にもとづき(15頁)、建替後も処理能力600トン/日の規模を維持するとする(27頁)。この判断の背景にはごみ量予測がある。</p> <p>「基本計画」によれば、予測は(1)家庭ごみと(2)事業系ごみに分けて行い、前者はさらに(1a) 単身世帯と (1b)2人以上世帯ごとになされる。(1a)(1b)は基本的に「ごみ排出原単位等実態調査」から算出される排出原単位に世帯人口を乗ずることによって、(2)は過去の値と都内総生産の伸び率とから予測される。以下、(1a)(1b)に絞って、その方法にもとづく予測が以下に根拠薄弱であるかを示す。「基本計画」によるごみ発生原単位は、2008-12(平成20-24)年度が、(1a) 単身世帯 : 993, 1,003, 1,008, 1,137, 1,059g/人日、以降、計画期間中は1,059g/人日、(1b)2人以上世帯 : 589, 557, 550, 556, 547g/人日、以降、543から527g/人日へと漸減すると推計されている。</p> <p>問題点の第1は、「ごみ排出原単位等実態調査」が東京23区のごみ発生量を推計するためのサンプルとしてはきわめて小規模なことである。たとえば、2012(平成24)年度の23区内の世帯総数は約450万、うち単身世帯は103万、2人以上世帯347万である。それに対して、実態調査された世帯数は</p>	<p>一般廃棄物処理基本計画では、ごみの安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するため、ごみ量の予測、計画耐用年数、整備工事期間、地域のバランス、各区の収集運搬への影響にも配慮して、清掃工場の施設整備計画を策定しています。</p> <p>今後、平成30年代には耐用年数に達する清掃工場が多くなることや、稼働している清掃工場も老朽化の進行による年間稼働日数の減少が見込まれる等により焼却能力の不足が懸念され、また、計画期間終了後の平成40年～平成50年頃の耐用年数を迎える工場が集中する時期には、焼却能力、焼却余力とも大きく低下する可能性があります。</p> <p>このため23区全体のごみを将来にわたって確実に処理するためには、目黒清掃工場は計画通り平成29年度に600トンでの建替えが必要です。</p> <p>ごみ排出原単位等実態調査については、調査分析精度と経費・時間的制約のバランスを考慮の上、必要なサンプル数を設定して実施しています。平成18年度から25年度までは本調査(300世帯)と傾向調査(150世帯)を隔年で実施しており、また、平成26年度以降は300世帯を対象に毎年調査を行っています。この間の調査結果は調査サンプル数による変動や年度によってばらつきがあることから、移動平均値を使用するなどの処理を行い原単位を算出しています。</p> <p>なお、当組合の一般廃棄物処理基本計画は原則として5年毎に見直しを行っており、ごみ量についても実績値を踏まえて見直しを行っています。</p> <p>自動車交通量については、一般車両の走行比率が大きく、環境影響を軽減するためには道路管理者や交通管理者等を含め総合的な対策が必要と考えています。</p> <p>また、温室効果ガス削減への取組については、引き続き近隣の公共施設への熱供給や高効率発電を行うなど、ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効利用に努めるとともに、太陽光発電の導入や建物緑化等による建築物の省エネルギー、LED照明や高効率モータなど省エネルギー機器を導入し、温室効果ガスの削減により地球規模の環境保全に努めます。</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>2008年</th><th>2009年</th><th>2010年</th><th>2011年</th><th>2012年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身世帯</td><td>4</td><td>19</td><td>11</td><td>29</td><td>23</td></tr> <tr> <td>2人以上世帯</td><td>151</td><td>291</td><td>140</td><td>286</td><td>128</td></tr> </tbody> </table> <p>(東京二十三区清掃一部事務組合委託『ごみ排出原単位等実態調査報告書』各年度版による)</p> <p>である。単身者の場合は0.0004%から0.003%サンプル、2人以上世帯の場合でも0.004%から0.008%のサンプルでしかない。これでは、サンプルから求められた平均値が母集団の平均値に近い値をとる保証はまったくない。仮に5か年平均をとっても、このレベルでは代表性は担保できない。</p> <p>第2の問題点は、この実態調査から「家庭ごみ」の発生量を計算すると過大推計となることである。調査報告書によれば、実態調査された世帯の世帯主が自営業者である割合(出典は上表に同じ)は</p>		2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	単身世帯	4	19	11	29	23	2人以上世帯	151	291	140	286	128	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>2008年</th><th>2009年</th><th>2010年</th><th>2011年</th><th>2012年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自営業主割合(%)</td><td>21.3</td><td>19.1</td><td>21.2</td><td>19.5</td><td>28.3</td></tr> </tbody> </table> <p>となつており、平均22%である。けれども平成24年度『都民の就業構造』によれば、自営業主割合は男女込みで8%、男性だけをとってみ</p>		2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	自営業主割合(%)	21.3	19.1	21.2	19.5	28.3
	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年																										
単身世帯	4	19	11	29	23																										
2人以上世帯	151	291	140	286	128																										
	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年																										
自営業主割合(%)	21.3	19.1	21.2	19.5	28.3																										

都民の意見							事業者の見解																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
ても10%でしかない。サンプルとして明らかにバイアスがある。「ごみ排出原単位等実態調査報告書」からは自営業者の一人一日あたりごみ排出量が雇用者のそれよりも多いことがわかつているので、これは一人一日あたりごみ発生量を過大に見積もる要因である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
最後に、一人一日あたりごみ排出量の階級によってみた分布をとると、通常想定される正規分布からほど遠い形状をしていることがわかる。以下に、各年の50g刻みの度数分布表を示す（出典は前2表に同じ）。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">kg</th> <th colspan="2">2008(平成20)年</th> <th colspan="2">2009(平成21)年</th> <th colspan="2">2010(平成22)年</th> <th colspan="2">2011(平成23)年</th> <th colspan="2">2012(平成24)年</th> </tr> <tr> <th>1人世帯</th> <th>2人以上</th> <th>1人世帯</th> <th>2人以上</th> <th>1人世帯</th> <th>2人以上</th> <th>1人世帯</th> <th>2人以上</th> <th>1人世帯</th> <th>2人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0-50</td><td></td><td></td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>50-100</td><td>1</td><td></td><td>7</td><td></td><td>2</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>100-150</td><td>2</td><td></td><td>11</td><td></td><td>1</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>150-200</td><td>1</td><td></td><td>16</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>5</td><td>2</td><td>15</td><td></td></tr> <tr><td>200-250</td><td>4</td><td>2</td><td>34</td><td></td><td>11</td><td></td><td>7</td><td>2</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>250-300</td><td>1</td><td>8</td><td>1</td><td>28</td><td></td><td>7</td><td>13</td><td>1</td><td>5</td><td></td></tr> <tr><td>300-350</td><td>13</td><td>1</td><td>35</td><td></td><td>11</td><td>1</td><td>12</td><td></td><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>350-400</td><td>10</td><td>2</td><td>31</td><td></td><td>6</td><td></td><td>21</td><td></td><td>8</td><td></td></tr> <tr><td>400-450</td><td>12</td><td>1</td><td>19</td><td>1</td><td>11</td><td>1</td><td>23</td><td>2</td><td>9</td><td></td></tr> <tr><td>450-500</td><td>15</td><td></td><td>15</td><td></td><td>10</td><td>1</td><td>22</td><td>2</td><td>6</td><td></td></tr> <tr><td>500-550</td><td>1</td><td>9</td><td></td><td>20</td><td>1</td><td>6</td><td>13</td><td></td><td>7</td><td></td></tr> <tr><td>550-600</td><td>4</td><td>2</td><td>12</td><td>1</td><td>12</td><td>2</td><td>15</td><td>2</td><td>4</td><td></td></tr> <tr><td>600-650</td><td>12</td><td>1</td><td>10</td><td></td><td>8</td><td>1</td><td>16</td><td></td><td>5</td><td></td></tr> <tr><td>650-700</td><td>9</td><td></td><td>14</td><td></td><td>8</td><td>1</td><td>13</td><td></td><td>5</td><td></td></tr> <tr><td>700-750</td><td>4</td><td></td><td>7</td><td></td><td>5</td><td>1</td><td>16</td><td></td><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>750-800</td><td>5</td><td>1</td><td>5</td><td></td><td>5</td><td></td><td>15</td><td>2</td><td>4</td><td></td></tr> <tr><td>800-850</td><td>5</td><td></td><td>2</td><td></td><td>1</td><td></td><td>13</td><td>2</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>850-900</td><td>1</td><td>4</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>1</td><td>15</td><td></td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>900-950</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td></td><td>2</td><td>2</td><td>10</td><td>2</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>950-1000</td><td>1</td><td></td><td>3</td><td></td><td>3</td><td></td><td>7</td><td></td><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>1000-1050</td><td>2</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1050-1100</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>1100-1150</td><td>5</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td></td><td>13</td><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1150-1200</td><td>3</td><td></td><td>1</td><td></td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1200+</td><td>1</td><td>20</td><td>6</td><td>8</td><td>4</td><td>10</td><td>14</td><td>27</td><td>2</td><td>3</td></tr> </tbody> </table>										kg	2008(平成20)年		2009(平成21)年		2010(平成22)年		2011(平成23)年		2012(平成24)年		1人世帯	2人以上	0-50			4	1	1			1	10		50-100	1		7		2	1		1	3		100-150	2		11		1		3	1	11		150-200	1		16	1	2	1	5	2	15		200-250	4	2	34		11		7	2	13		250-300	1	8	1	28		7	13	1	5		300-350	13	1	35		11	1	12		11		350-400	10	2	31		6		21		8		400-450	12	1	19	1	11	1	23	2	9		450-500	15		15		10	1	22	2	6		500-550	1	9		20	1	6	13		7		550-600	4	2	12	1	12	2	15	2	4		600-650	12	1	10		8	1	16		5		650-700	9		14		8	1	13		5		700-750	4		7		5	1	16		3		750-800	5	1	5		5		15	2	4		800-850	5		2		1		13	2	1		850-900	1	4	1	3	4	1	15		1		900-950	2	1	3		2	2	10	2	1		950-1000	1		3		3		7		2		1000-1050	2		1	1	3	1	4				1050-1100					1				1		1100-1150	5		1	1	4		13	1			1150-1200	3		1		2	1	3				1200+	1	20	6	8	4	10	14	27	2	3								
kg	2008(平成20)年		2009(平成21)年		2010(平成22)年		2011(平成23)年		2012(平成24)年																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	1人世帯	2人以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
0-50			4	1	1			1	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
50-100	1		7		2	1		1	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
100-150	2		11		1		3	1	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
150-200	1		16	1	2	1	5	2	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
200-250	4	2	34		11		7	2	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
250-300	1	8	1	28		7	13	1	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
300-350	13	1	35		11	1	12		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
350-400	10	2	31		6		21		8																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
400-450	12	1	19	1	11	1	23	2	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
450-500	15		15		10	1	22	2	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
500-550	1	9		20	1	6	13		7																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
550-600	4	2	12	1	12	2	15	2	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
600-650	12	1	10		8	1	16		5																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
650-700	9		14		8	1	13		5																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
700-750	4		7		5	1	16		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
750-800	5	1	5		5		15	2	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
800-850	5		2		1		13	2	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
850-900	1	4	1	3	4	1	15		1																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
900-950	2	1	3		2	2	10	2	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
950-1000	1		3		3		7		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1000-1050	2		1	1	3	1	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
1050-1100					1				1																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1100-1150	5		1	1	4		13	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
1150-1200	3		1		2	1	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
1200+	1	20	6	8	4	10	14	27	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
ここからわかる単身者世帯の分布は異常である。一般世帯においては一人一日200gから400gあたりが普通であるのに、その何倍もの量のごみを発生している世帯が最多なのである。これは「家庭ごみ」排出世帯というカテゴリーとは異質の世帯が多数含まれていることを唆する。他方、2人以上世帯の分布は一見したところ異常ではないように思えるが、そこでも一人一日1,000gをこえる世帯が少なからず見受けられる。2008年度では20%、2011年度では16%が1,000g以上である。割合の点では単身者世帯とは違っていても、やはり異質な性格の世帯が混在していることが窺える。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
その理由の一端は、自営業者の存在かもしれない。が、報告書では世帯主の仕事とのクロス表を載せていないので、異常な分布のどこまでが自営業世帯によるのかを究明することができない。それにもかかわらず、これら大量ごみ排出世帯の混在によって「家庭ごみ」発生量の平均値が少なからず（単身者世帯の場合は大幅に）過大推計されていることは明瞭である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
以上の発見事実は、「基本計画」の前提を大きく揺るがす。ごみ量予測にもとづいて焼却能力の必要性がいわれているので、その見積もり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

都民の意見	事業者の見解
<p>が過大となっているとすると、目黒清掃工場を現状の600トンのままで建替える必然性は大きく減少するからである。</p> <p>それゆえ、新工場の焼却規模を小さくし、すでに自動車交通量が過多となっている地域環境への負荷を少しでも軽減させ、かつまた温室効果ガス発生量を多少なりとも抑制させることによって、地球規模の環境の保全にも務めるべきである。</p>	
<p>法では、「ごみ」の処理・処分の最終の行政責任は自治体にあるとされている。かくて、行政上の最終、最高責任は区長にある。そして、「自区内処理」とは、この行政責任と区民の諸義務とを併せて自分達が出した「ごみ」は自分達の責任で処理・処分するとの原則の表明である。</p>	<p>平成12年4月に地方自治法等の一部を改正する法律が施行され、23区は他の市町村と同様に基礎的自治体に位置付けられ、住民に最も身近な行政サービスの一つである清掃事業が東京都から23区に移管されました。さらに平成15年7月の特別区長会において、23区共同で一般廃棄物の中間処理体制を確保することが確認されています。</p>
<p>鈴木都政下では、だから「一区一工場」としたが、これは「政策」である「一区一工場」を「自区内処理」と短絡させた誤りである。事実、鈴木都政は千代田、新宿、文京、台東ではその主張を実行しようとした。</p>	<p>これにより新宿、荒川、中野区における清掃工場の建設工事は取りやめとなりました。</p> <p>その後、清掃工場のある区とない区の負担の公平が23区で検討され、23区がごみ減量の取組を進め、清掃工場のごみ処理量の一定の平準化が図られるまでの間、清掃工場へのごみの搬入量に応じて当組合の分担金を調整することにより、23区の負担の公平化を図っています。</p>
<p>いわば多頭多尾のやまたおろちが日々七転八倒し乍らごみの全排出量を処理処分しようという方式である。この方式は、「全区各一工場以上」よりは、合理的であるが、工場がある区とない区との均衡をどう執るかとの問題が生じる。金銭的に解決すると答えが出るが、私はそれより大切なのは、より基礎的解決事項なのは各区が「ごみ量」の削減、徹底減量をすすめることであると思う。「ごみ量」がへれば、「負担金」もへるし、「受け入れ区」も受け入れ易くなろう。「ごみ受け入れ」を協調してではなく、「ごみ減量」で協調するのだ。なのに「廃プラの分別、再利用」が11区止まりなのはなぜなのか聞きたい。</p>	<p>当組合としてもごみ減量の必要性は十分認識しておりますが、ごみの分別やリサイクルの方法等は各区の所掌であり、当組合にとっては、23区内において900万区民の衛生的で快適な生活を維持するため、一般廃棄物の中間処理を安全かつ安定的に行うことが最大の責務です。</p>
<p>目黒区からの「ごみ」が300トン炉2基のうちの1基（300トン）にも満たない程に分別、再利用等に努力して減量しているのに、この工場に持ち込んでいる複数区が「廃プラ再生」に努めないのは不誠実ではないか。</p>	<p>なお、各区は、様々な施策や具体的な取組目標を立て、ごみの排出抑制・減量化に取り組んでいます。</p>
<p>目黒区長は、ただし、答えを得、実行するように区長会等で努力し、成（結）果を目黒区民に報告し、目黒区民との相談に乗って貰いたい。</p>	

都民の意見	事業者の見解
<p>大まかに考えて、人一人が、今日は昨日の倍の食事を喰った。一昨日は昨日の1.5倍だったなんて喰う筈がない。身体をこわしてしまう。だから「家庭の可燃ごみ」は大きくは変動しない筈である。</p> <p>今日此頃の単身者だってほぼ同じでは。但し、外食、コンビニ買いが多く、他に本人の物と本来コンビニが有責任の物が紛れ込む物があるので、抜き出しての計量をしてみては。これは有志ではできない。</p>	<p>当組合が毎年実施している「ごみ排出原単位等実態調査」では、家庭ごみ中の可燃ごみについては、8日間にわたり、排出されたごみについて紙類、厨芥、繊維、草木及びプラスチック類などに分類し、一人当たりのごみの発生量がどのような組成（割合、重量）で排出されているかを調査しています。</p> <p>また、「本来コンビニが有責任の物が紛れ込む」とのご意見ですが、コンビニエンスストアで購入し自宅で消費した物は家庭ごみとなります。</p>
<p>目黒区内では高級古着、靴を扱う若者経営のShopが多くなっていると見受けれるが、知恵、助言、代行等をあおいでは。</p>	<p>古着の回収等リサイクルについては、目黒区にお伝えします。</p>
<p>再び環境悪化の心配</p> <p>再びとは、Olympic工事等による環境悪化の再来のことである。</p> <p>すでに①羽田空港の再々再拡張の強欲による離発着時の排気、騒音、墜落の恐怖 ②人工気候現象たる「熱帯夜現象」は鎮静ではなく悪化している。③自動車公害はへったとの実感はない。④埋立地利用とかで直ぐに建物、道路から始めて○○場だ○○館だと建築物（巨大）、またごみを出す、出して海面を埋め立てる、この繰り返しで水深15m以下の海面は残り僅かとなつた。等々。</p> <p>こうした愚行の繰り返しを再検討し、未来の破かいの恐れを予測し、それを「ごみ問題の解消」に役立ねばならない。</p>	<p>当組合は、中間処理を通じて地球環境への負荷が少ない循環型社会の形成に貢献していくため、当組合の一般廃棄物処理基本計画の施策として「環境負荷の低減」、「地球温暖化防止対策の推進」、「最終処分場の延命化」などを設定しています。</p> <p>具体的には、清掃工場から排出される排出ガスについて法令による規制基準値より厳しい自己規制値等を設定して遵守する、高効率発電設備を導入し熱エネルギーの一層の有効利用を推進する、焼却灰の資源化などにより最終処分場を延命化する、といった施策により、循環型ごみ処理システムを推進しています。</p>
<p>目黒清掃工場建替事業の事業者である東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、23区の清掃事業の中間処理を担っている。清掃一組は、一般廃棄物処理基本計画で、目標を「循環型ごみ処理システムの推進」として、効率的で安定した中間処理体制の確保はもとより、環境負荷の低減、地球温暖化防止対策の推進、最終処分場の延命化等々を掲げている。そして、環境保全対策として、法規制値や自己規制値の遵守は徹底して行われ、安全な処理施設の維持・管理に努力していると理解している。</p> <p>しかし、環境影響評価の項目である大気汚染など、どんなに、法規制値や自己規制値を遵守していても、環境に負荷を与えてるのは否めない事実である。それでも、環境負荷の低減を目標にするのであれば、大気汚染物質の総排出量の削減を目指すべきである。それには、ごみ排出量の削減、清掃一組施設での中間処理総処理量の低減が最も効果的である。しかし、ごみ</p>	<p>一般廃棄物処理基本計画では、ごみの安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するため、ごみ量の予測、計画耐用年数、整備工事期間、地域のバランス、各区の収集運搬への影響にも配慮して、清掃工場の施設整備計画を策定しています。</p> <p>今後、平成30年代には耐用年数に達する清掃工場が多くなることや、稼働している清掃工場も老朽化の進行による年間稼働日数の減少が見込まれる等により焼却能力の不足が懸念され、また、計画期間終了後の平成40年～平成50年頃の耐用年数を迎える工場が集中する時期には、焼却能力、焼却余力とも大きく低下する可能性があります。</p> <p>このため23区全体のごみを将来にわたって確実に処理するためには、目黒清掃工場は計画通り平成29年度に600トンでの建替えが必要です。</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>の減量・リサイクルの推進は23区、中間処理は清掃一組という役割分担で、ごみの減量、総排出量の低減ということが連携して取り組めていないのである。清掃一組が、中間処理を担う外部の民間事業者であるならいざ知らず、23区で構成しているにもかかわらずである。</p>	
<p>それ故に、目黒清掃工場建替事業も、現目黒清掃工場（竣工 平成3年3月）と同じ規模の、処理能力600t/日（300t/日×2炉）ということで計画されている。清掃工場のある区、ない区がある中で、中間処理は23区の共同処理体制となり、施設の整備計画もいろんな事情があることも承知しているが、平成3年当時よりも、ごみは大幅に減少しているにもかかわらず、当然のように、同じ場所で、同じ規模での建替計画では、環境影響評価以前の問題として、あまりにも理不尽で納得がいかないのである。</p>	
<p>23区の一般廃棄物の処理（平成25年度）は、1人1日当たりのごみ排出量は1,022グラムと、全国平均の958グラムより多く、リサイクル率は18.3%と、全国平均の20.6%よりもかなり低い。それは、大都市東京という諸事情があるにせよ、23区と清掃一組が、ごみの減量目標などを連携して取り組んでいないことなどから、一方ではごみの減量、一方では、23区から出されたごみの中間処理という受け皿づくりの役割で分断され、ごみ減量の必然性に乏しく、危機感を持って取り組めていないことも一因であろう。清掃一組は、安定した処理体制の構築は重要なことだとは思うが、23区と連携して、ごみの減量、総処理量の低減などの目標を立てて、よりいっそうの環境負荷の低減に向けて取り組む必要があると思う。</p>	
<p>▽目黒清掃工場整備事業（建替等）事前説明会の見解（回答）書の中に、既に太田区と練馬区の清掃工場について、建替着工中、完成予想図がありましたら、杉並区の写真は一枚もありませんでした。</p>	<p>平成25年2月に開催した目黒清掃工場整備事業（建替等）事前説明会では、建替え後の例として、大田清掃工場や練馬清掃工場の完成イメージ図を会場のスクリーンや配布資料にお示しました。杉並清掃工場の完成イメージ図についてもお示しすることは可能でしたが、説明時間や資料の枚数等を考慮して、大田、練馬清掃工場の二つをお示しております。</p>
<p>①資料 <清掃工場の整備スケジュール>からいくと、平成22年度から32年度にかけて練馬・杉並・光が丘・大田第二・目黒の清掃工場が、工事期間として、あがっています。</p>	<p>なお、杉並清掃工場の完成イメージ図は当組合ホームページでご覧いただけます。</p>
<p>光が丘は、竣工が昭和58.9と最も古いのですが、いまだに稼働しているのでしょうか。 練馬、杉並が、工事中となれば、集積は、最寄りの光が丘ということになるのですか。</p>	<p>光が丘清掃工場は現時点（平成27年12月現在）稼働しております。 工事前に練馬清掃工場で受け入れていた一般廃棄物は光が丘清掃工場等で、杉並清掃</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>練馬の竣工年月が、分からぬのですが、光が丘よりも、古かったのでしょうか。</p> <p>平成26年12月の「ごみれば2015/23」の24頁、清掃施設一覧の工業名称と型式に、練馬、杉並が一覧から、はずされているので、現稼働（工事、建設共に）中の案件について、はじくのは、理由があるのですか。</p> <p>目黒区の入札についても、一言も触れられていませんでした。</p> <p>②資料</p> <p>有明は平成7年12月、そして千歳は平成8年3月と、完成日がとても近いです。平成8年3月は、阪神・淡路震災復興支援10年委員会が、建設される復興住宅12万5千戸に2本ずつ苗木を植えることを目標に、全国に苗木の提供や苗木代の募金を呼びかけるとともに、自らの負担で植樹する「グリーンボランティア」活動への参加を呼びかけた年でした。</p> <p>話しあは、とびますが、目黒区役所住宅課では、現在の上目黒に庁舎を移転した年、「東京都目黒区東が丘1丁目第3都営住宅」と「練馬区光が丘都営住宅」の住宅公募を同時平行して行いました。</p> <p>▽建設費の資金運用云々について、あとから「庁舎関連用地」の建設計画と連動させて、相殺にするなど、危ない橋を区民が渡らせされることのないように願います。建設工事の資金は、どうやって捻出するのですか。</p> <p>▽①資料</p> <p>〈清掃工場の整備スケジュール〉では、30年目を迎えるところが、新江東と港と豊島です。目黒区内での建設工事中「品川や港区を、ご利用いただく」との、ご説明が、事務組合の方から、ありましたが、ほとぼりもさめないうちに、今度は、港区が、目黒区を利用となれば、その間の道路交通網も考慮する必要ありと考えます。逆に、誰も利用しない（他区は）かもしれません。（清掃車の運行ルートのことです。）</p> <p>▽それぞれの工業界で、環境保全に詳しい利点を一般説明会でも公開していただければ幸いです。</p>	<p>工場で受け入れていた一般廃棄物は千歳清掃工場等の周辺の清掃工場で受け入れています。</p> <p>このように23区ではごみの中間処理を23区共同で行っています。</p> <p>建替え前の練馬清掃工場のしゅん工年月日は平成4年9月と光が丘清掃工場よりも後ですが、当時の練馬清掃工場は工場棟建物（昭和44年しゅん工）をそのまま使用し、焼却炉やボイラなどの主要な設備のみを更新した清掃工場で、建物自体は光が丘清掃工場よりも古い清掃工場でした。</p> <p>「ごみれば23 2015」の施設一覧では、発行時点（平成26年12月）で稼働している清掃工場を対象として記載しているため、建替工事中の練馬・杉並清掃工場は記載していません。</p> <p>また、目黒清掃工場については、「ごみれば23 2015」発行時点で稼働中であるため、入札について記載していません。</p> <p>当組合の歳入予算は、各区からの分担金のほか、国の交付金等や事業者が出したごみの処理手数料や発電で得た電力などの売却益で構成されています。建設工事の経費はこの予算から支出しています。</p> <p>23区のごみの中間処理は23区共同で行っており、他の工場が建替えの際には、周辺の工場へ搬入するなど23区全体で調整していきます。</p> <p>解体工事や建設工事に着手する前に説明会を開催します。施工会社から提案された環境保全に優れた技術を採用した場合は、この説明会において説明します。</p>

都民の意見

事業者の見解

▽添付資料は、⑤地盤の詳細について、説明のあった業者の資料です。③

① 清掃工場の整備スケジュール

建設工場名: 鎌倉・杉並・光が丘 大田第二・日暮		33年度以降																				
年	月	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
工場名	運行開始年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
鎌倉	300t×1台	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
杉並	200t×2台	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
光が丘	150t×2台	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
大田	200t×2台	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
日暮	200t×2台	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
千葉	220t×2台	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
埼玉	220t×2台	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
江戸川	200t×2台	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
墨田	600t×1台	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
葛西	600t×1台	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
荒川	200t×2台	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
墨田	320t×2台	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
中央	320t×2台	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
羽田	350t×2台	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
多摩川	350t×2台	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
多摩	150t×2台	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
世田谷	150t×2台	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
墨田新規	150t×1台	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42

14

しかし、整備スケジュールの図に戻り、この赤い枠で囲んだ期間を見ると、

新規稼働年数が25年目を迎える年度は、青色で。

30年目を迎える年度は黄色で示されている。

5 清掃一組施設一覧

清掃工場名		運行開始年		機器名		機器規格		運行能力		施工面積	
年	月	形式	(m ²)	形式	(m ²)	機器規格	(t/h)	運行能力	(t/h)	施工面積	(m ²)
光が丘	28,000t	A	日暮工場	150t×2	300t×2	600t×1	11,300	4,000	—	○ 150	
日暮	3,3	29,000	A	日暮工場	150t×2	300t×2	600t×1	11,700	11,000	—	○ 150
南	9	24,000	A	マラカス	200t×2	400t×1	14,200	5,600	—	○ 140	
千歳	9	17,000	A	日暮工場	800t×1	800t×1	800t×1	8,200	—	—	○ 130
江戸川	9	27,000	A	日暮工場	300t×2	600t×1	12,100	12,200	—	—	○ 140
墨田	9	18,000	A	日暮工場	800t×1	800t×1	800t×1	18,000	—	—	○ 150
北	9	19,000	A	日暮工場	800t×1	800t×1	800t×1	12,100	7,150	—	○ 120
新江戸	9	61,000	A	マラカス	800t×3	1,800t×1	13,400	50,000	—	—	○ 180
港	11	29,000	A	日暮工場	300t×3	900t×1	13,400	22,000	—	—	—
島	12	12,000	B	日暮工場	200t×2	400t×1	13,400	7,800	—	—	○ 210
波	13	9,000	B	日暮工場	200t×1	200t×1	200t×1	13,400	4,200	—	—
中央	13	28,000	A	日暮工場	300t×2	600t×1	13,400	15,000	—	—	○ 180
横	14,11	44,000	A	日暮工場	300t×2	600t×1	12,100	13,200	13,200t×2	○ 130	
多摩川	6	32,000	A	日暮工場	150t×2	300t×2	12,100	4,600	4,600t×2	○ 100	
足立	17,3	37,000	A	HPCC	350t×2	700t×1	12,100	14,000	14,000t×2	○ 130	
品川	18,3	47,000	A	日暮工場	300t×2	600t×1	12,100	15,000	15,000t×2	○ 90	
葛	18,12	52,000	A	タクダ	250t×2	500t×2	12,100	15,000	15,000t×2	○ 130	
世田谷	20,3	30,000	C	日暮工場	150t×2	300t×2	12,100	4,750	4,750t×2	○ 100	
大	9	92,000	A	SNS	300t×2	600t×1	14,800	22,800	—	—	47

備考: ①既存設備に接続されない、新規を停止しています。

②既存設備: A=水洗式・B=油洗式・C=油洗式(油洗式) D=油洗式(油洗式) E=ガス化燃焼炉(全焼却燃焼式)

※土木清掃工場は、既存の設備を利用しています。

※中空吹き込み装置は既存を止めています。

※既存既不適な既存センター: B=既存既不適な既存センター C=既存既不適な既存センター D=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: E=既存既不適な既存センター F=既存既不適な既存センター G=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: H=既存既不適な既存センター I=既存既不適な既存センター J=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: K=既存既不適な既存センター L=既存既不適な既存センター M=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: N=既存既不適な既存センター O=既存既不適な既存センター P=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: Q=既存既不適な既存センター R=既存既不適な既存センター S=既存既不適な既存センター T=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: U=既存既不適な既存センター V=既存既不適な既存センター W=既存既不適な既存センター X=既存既不適な既存センター Y=既存既不適な既存センター Z=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: AA=既存既不適な既存センター BB=既存既不適な既存センター CC=既存既不適な既存センター DD=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: EE=既存既不適な既存センター FF=既存既不適な既存センター GG=既存既不適な既存センター HH=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: II=既存既不適な既存センター JJ=既存既不適な既存センター KK=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: LL=既存既不適な既存センター MM=既存既不適な既存センター NN=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: OO=既存既不適な既存センター PP=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: QQ=既存既不適な既存センター RR=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: SS=既存既不適な既存センター TT=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: UU=既存既不適な既存センター VV=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: WW=既存既不適な既存センター XX=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: YY=既存既不適な既存センター ZZ=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: AA=既存既不適な既存センター BB=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: CC=既存既不適な既存センター DD=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: EE=既存既不適な既存センター FF=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: GG=既存既不適な既存センター HH=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: II=既存既不適な既存センター JJ=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: KK=既存既不適な既存センター LL=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: MM=既存既不適な既存センター NN=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: OO=既存既不適な既存センター PP=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: QQ=既存既不適な既存センター RR=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: SS=既存既不適な既存センター TT=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: UU=既存既不適な既存センター VV=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: WW=既存既不適な既存センター XX=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: YY=既存既不適な既存センター ZZ=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: AA=既存既不適な既存センター BB=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: CC=既存既不適な既存センター DD=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: EE=既存既不適な既存センター FF=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: GG=既存既不適な既存センター HH=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: II=既存既不適な既存センター JJ=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: KK=既存既不適な既存センター LL=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: MM=既存既不適な既存センター NN=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: OO=既存既不適な既存センター PP=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: QQ=既存既不適な既存センター RR=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: SS=既存既不適な既存センター TT=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: UU=既存既不適な既存センター VV=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: WW=既存既不適な既存センター XX=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: YY=既存既不適な既存センター ZZ=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: AA=既存既不適な既存センター BB=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: CC=既存既不適な既存センター DD=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: EE=既存既不適な既存センター FF=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: GG=既存既不適な既存センター HH=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: II=既存既不適な既存センター JJ=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: KK=既存既不適な既存センター LL=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: MM=既存既不適な既存センター NN=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: OO=既存既不適な既存センター PP=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: QQ=既存既不適な既存センター RR=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: SS=既存既不適な既存センター TT=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: UU=既存既不適な既存センター VV=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: WW=既存既不適な既存センター XX=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: YY=既存既不適な既存センター ZZ=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: AA=既存既不適な既存センター BB=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: CC=既存既不適な既存センター DD=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: EE=既存既不適な既存センター FF=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: GG=既存既不適な既存センター HH=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: II=既存既不適な既存センター JJ=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: KK=既存既不適な既存センター LL=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: MM=既存既不適な既存センター NN=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: OO=既存既不適な既存センター PP=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: QQ=既存既不適な既存センター RR=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: SS=既存既不適な既存センター TT=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: UU=既存既不適な既存センター VV=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: WW=既存既不適な既存センター XX=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: YY=既存既不適な既存センター ZZ=既存既不適な既存センター

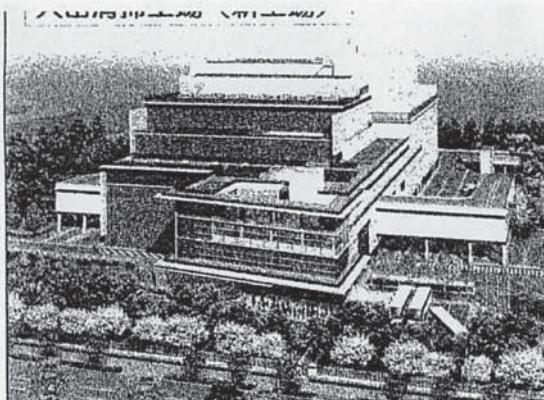
※既存既不適な既存センター: AA=既存既不適な既存センター BB=既存既不適な既存センター

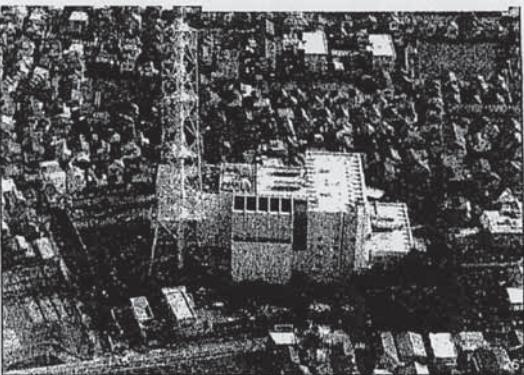
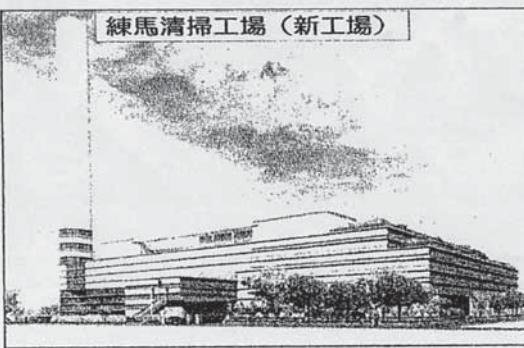
※既存既不適な既存センター: CC=既存既不適な既存センター DD=既存既不適な既存センター

※既存既不適な既存センター: EE=既存既不適な既存センター FF=既存既不適な既存センター

※既存既不適な

都民の意見	事業者の見解
 <p>ごみれば 2015 循環型社会の形成に向けて</p> <p>23 東京二十三区清掃一部事務組合 Clean Authority of TOKYO 23区</p> <p>(3)</p> <p>施工順序図</p> <p>車両搬出入計画</p> 	

都民の意見	事業者の見解
<p>※ 資料の中に、杉並区の説明が欠けている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>● 整備事業で目指している事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域環境と調和した工場デザイン ・緑地の整備・充実 ・排ガス規制値の更なる低減 ・高効率発電設備の導入 ・災害時の地域貢献 </div> <p style="text-align: center;">23</p> <p>建設計画策定にあたり、目黒清掃工場整備事業では、地域環境と調和した工場デザイン、北側の緩衝緑地や工場内及び周囲の緑地整備・充実を目指すとともに、排ガス規制値の更なる低減、現行の発電設備より効率よく電気をつくる高効率発電設備の導入を行います。</p> <p>また、先の大震災の経験を教訓とし、災害時の更なる地域貢献について検討を行います。</p>	
 <p>大田清掃工場（建替前）</p> <p>地域と調和した工場デザインや緑地の整備、充実についてです。</p> <p>この写真は、現在整備事業が行われている大田清掃工場の建替前の航空写真です。</p> <p>この赤の破線で囲まれた部分が、整備事業前の大田清掃工場第二工場で、現在は解体され、建設工事が行われています。</p>	
 <p>整備事業後の大田清掃工場(イメージ)です。</p> <p>建設地が位置する臨海部の街並みに配慮して、周辺環境に調和したデザインや積極的な緑地を図る計画としています。</p>	

都民の意見	事業者の見解
 <p>大田清掃工場と同様に現在建替工事が行われている練馬清掃工場の建替前の工場の全景です。</p>	
 <p>練馬清掃工場（新工場）</p> <p>建替後の練馬清掃工場（イメージ）です。</p> <p>建設地が位置する閑静な住宅街に配慮し、周辺環境と調和したデザインや、壁面や煙突、屋上等で、積極的な緑化を図る計画としています。</p>	
 <p>目黒清掃工場</p> <p>目黒清掃工場についても、現在整備中の工場と同様に、地域環境と調和した工場デザインを目指し、検討を行います。</p>	

都民の意見	事業者の見解
<p>緩衝緑地の整備</p>  <p>さらに、目黒清掃工場では、広くご利用いただいている北側の緩衝緑地や、</p>	
<p>工場内及び周囲の緑地整備</p>  <p>工場内及び周囲の緑地について、今まで以上に地域の皆さんに親しまれることを目指し、検討します。</p>	

13.2 事業段階関係区長の意見の概要と事業者の見解

事業段階関係区長である目黒区長及び品川区長の意見並びにそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

13.2.1 目黒区長の意見と事業者の見解

目黒区長の意見	事業者の見解
全体的事項 (1) 事業の実施にあたっては、環境影響評価手続で示された環境保全のための措置を確実に実行するとともに、区民の意見・要望についても十分に検討し、最善の措置を講ずるよう努められたい。また、区民への積極的な情報提供を行うとともに、説明や資料については、できる限り専門用語を避け、図表等を十分活用して、わかりやすい内容となるよう努めること。	環境影響評価手続で示した環境保全のための措置については、建替工事の実施においては発注仕様書に遵守事項であることを明記して確実に実行するとともに稼働後においても環境保全に努めます。また、解体工事着手前、建設工事着手前にもそれぞれ説明会を開催し、頂いた区民の意見・要望については十分に検討し、最善の措置を講ずるよう努めます。併せて周辺地域住民との協議会で工事の進捗状況について情報提供を行うとともに、「建替工事だより」の発行や「工事見学会」の実施などにより、工事の進捗状況を適時お知らせする予定です。 なお、説明や資料については、スライド等に図表を活用して、わかりやすい内容となるよう努めます。
(2) 評価書案に記載される評価項目の一部において、「環境基準等を超過するものの、予測の結果が現況調査結果と同様であることから、本事業による影響は少ない」とあるが、現状を容認することなく、可能な限り影響を低減するよう努めること。	事業の実施による環境への影響については、工事の施行中と工事完了後において事後調査を行い検証するとともに、可能な限り影響を低減するよう努めます。
(3) 清掃工場の近隣には小学校、保育園等があり、工事期間中や施設稼働後の騒音、振動等による、在校、在園中の児童、園児への影響が心配される。このため、工事中の作業内容の周知に努め、小学校、保育園や周辺住民等からの苦情等に対しては、真摯に対応すること。また、安全配慮、公害防止に努めるとともに、車両の運行には細心の注意を払い、事故防止に十分留意されたい。	工事中の作業内容については掲示板に表示するとともに、定期的に「建替工事だより」等の配布を行い、周知に努めます。また、当組合の職員が工事現場に常駐し、近隣の小学校、保育園や周辺住民等からの苦情等に対しては真摯に対応します。工事中は、騒音・振動を常時測定する装置を設置し、その表示板は近隣の小学校や周辺住民から見やすい仮囲いの外に設置するとともに、常に測定値を監視し、基準を超えそうな場合には工事を一時中断して作業内容を見直すなど周辺に配慮します。 また、定期的に巡回するなど安全配慮、公害防止に努めるとともに、工事車両出入口には交通誘導員を配置するなど、車両の運行には安全配慮を最優先とし、事故防止に十分留意します。
(4) 既存建物の解体工事、新工場の建設工事、操業後の工場運営、いずれの局面においては、工事請負業者から最新技術の提案を受けて活用するなど、環境保	建替工事に際しては、工事請負業者から最新技術の提案を受けて活用するなど、環境保

目黒区長の意見	事業者の見解
ても常に最新技術の導入等を検討し、いつそ うの環境保全を図るよう努められたい。	全を図ります。また工場運営時においても、 最新技術の動向を注視し、可能な限り導入等 を検討し、環境保全に努めます。
環境影響評価の項目に関する事項 <大気汚染> (1) 工事施工中の建設機械稼働に伴う排出ガスによる影響について、環境基準を下回り本事業による影響は少ないとあるが、二酸化窒素については、環境基準との差がわずかであることから、十分注意して作業すること。	予測濃度は、最も多くの建設機械が同時に稼働しているという条件で、排出ガス量の総量が最大となる1年間を対象として算出しております。したがって、工事期間のすべてにわたって予測した濃度が継続するわけではありません。工事の施行にあたっては、最新の排出ガス対策型の建設機械を使用するとともに、同時に多数の建設機械が集中して稼働しないように配慮した作業計画を立てるなど、環境影響の低減に努めます。
(2) 現工場の竣工時と比べ、周辺には高層建築物が増えているなど、周辺環境が変化しているため、工場稼働後の煙突排出ガス濃度については十分注意し、環境への影響を極力抑えるよう、配慮すること。	本事業では、煙突排出ガスの自己規制値を現工場よりも厳しい値で設定しています。稼働後はこの新しい自己規制値を遵守し、環境影響をさらに低減するよう努めます。
(3) 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の制定、及び「大気汚染防止法」の改正が予定されている。現在、煙突排出ガス中の水銀については、法規制がないことから自己規制値により管理されているが、法規制による基準が明らかになった際は、法規制値を考慮したうえで、排出量を可能な限り抑えるよう最大限の努力を図ること。	新工場では、排出ガス中の水銀について、現工場と同様に排出ガス処理設備において薬剤の注入により吸着除去とともに、新たにこれらの処理を自動化するなど速やかに水銀の排出量を抑えられるよう計画しています。 大量の水銀含有廃棄物が不適正に混入しない限り、この対策により自己規制値を十分下回る処理が可能ですが、今後、法規制による基準が新たに導入された際は、その基準を考慮した水銀対策を検討します。
(4) 微小粒子状物質（PM2.5）については、東京都環境影響評価技術指針に係る東京都の見解で、「予測手法については現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価の対象としない。」とあるが、環境影響評価書作成時までに、予測・評価手法が確立された場合は、新たに予測・評価すること。	環境影響評価書作成時までに、微小粒子状物質の予測・評価手法が確立された場合は、国や東京都の方針に基づいて適切に対応します。
(5) 環境に影響を及ぼすおそれのある範囲が最も広くなる大気汚染推定範囲について、調査計画書段階で半径1.3kmとしていたものを、評価書案で半径1.0kmとした理由を明らかにすること。	計画書段階では、詳細な気象状況や地形・建物等の調査を行っていないため、簡易な大気拡散シミュレーションにより、煙突排出ガスの最大着地濃度地点を推定し、設定したものです。 評価書案では、気象状況や地形・周辺建物の影響も加味した詳細な大気拡散シミュレーションを行ったところ、最大着地濃度地点が計画地から約0.9km地点となったため、関係区域を半径1.0kmの範囲としました。

目黒区長の意見	事業者の見解
<p>＜悪臭＞</p> <p>本事業計画により実施する悪臭防止対策は規模が類似している江戸川清掃工場を参考にして評価しているが、予測結果にとらわれず、より一層の低減に努めるとともに、現況における敷地境界での臭気強度結果を考慮し、極力、臭気を抑えるよう配慮すること。</p>	<p>悪臭防止対策については、プラットホーム出入口に自動扉、エアカーテンを設置するとともに、ごみバンカ内の空気を燃焼用として使用することなどの現工場においても実施している臭気対策を講じます。</p> <p>これらに加え、新工場では新たにプラットホームの出入口と構内周回路の一部に覆蓋を設けるとともに、ごみ収集車両等の一時待機所を敷地境界付近から工場寄りにして周辺地盤より低くし、道路側に防音壁を設置する等、臭気をより低減させる対策を講じます。</p>
<p>＜騒音・振動＞</p> <p>(1) 工事用車両、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音については、予測の結果が現況調査結果と同様であることから、本事業による影響は少ないとする。しかし、工場前面道路の補助19号線において、ごみ収集車両等の走行による騒音の予測値は、環境基準を上回る評価結果となっている。このため、道路管理者等と協議を行い、より一層、騒音等の低減に努められたい。</p>	<p>工場前面道路の補助19号線におけるごみ収集車両等の走行に伴う騒音の予測値は現況値と同等と予測しています。しかし、騒音において環境基準を上回る結果となっていることを踏まえ、新工場では補助19号線付近の騒音を軽減するため、ごみ収集車両等の一時待機所を敷地境界付近から工場寄りにするとともに周辺地盤より低くし、道路側に防音壁を設置することや、工場敷地内のごみ収集車両等の走行に際しては速度制限を設ける等、騒音防止対策を検討します。また、補助19号線の渋滞を緩和する方策等道路騒音低減対策について道路管理者や交通管理者等と協議を行っていきます。</p>
<p>(2) 低周波騒音については、既存工場での実績と新工場での機器類の類似性をもって影響はないとして、予測・評価項目として選定していないが、区民によっては心身に不安があるため、環境保全の措置として、新工場稼働後に測定し、その結果を明らかにすること。</p>	<p>低周波騒音については、既存工場の測定結果等から周辺環境へ影響を及ぼすレベルではないことから環境影響評価の項目に選定していません。ただし、確認のため新工場完成時に低周波騒音を測定し、結果を明らかにします。</p>
<p>＜土壤汚染＞</p> <p>土壤調査については、工場操業停止後、土壤汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、各単位区画を設定した上で、あらためて土壤調査を行うこと。万一、汚染が判明した場合は、速やかに区に情報提供を行うとともに、関係法令に則り適正に処理されたい。また、原因を究明した上で、新たに予防対策を構築し、新工場の計画に反映させること。</p>	<p>土壤汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、工事着手前に単位区画を設定したうえで、土壤の汚染のおそれの度合いに応じた調査区分地に分類し土壤調査を行います。</p> <p>この調査において汚染が判明した場合は、速やかに目黒区に報告するとともに、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じます。</p> <p>なお、新工場でも、灰等の運搬にあたっては、天蓋付きの運搬車両を使用するとともに、建物内の閉め切った空間で灰等を積み込むため、一般環境中に灰等が飛散することは</p>

目黒区長の意見	事業者の見解
	ありません。また、プラント排水については、下水排除基準を満たすよう処理して公共下水道に排水します。さらに、汚染土壤の封じ込め槽の安全性を確認するため、封じ込め槽近辺の地下水を継続して調査します。
<p><地盤・水循環></p> <p>工事開始前及び工事期間中、工事完了後の地下水の水位等の調査を継続して行い、異常が生じた場合は直ちに対策を講じられたい。また、工事期間中に、周辺地域で井戸枯れ等の通報があった場合は、直ちに対応されたい。</p>	<p>工事開始前から工事完了後1年間にわたり、地下水位の計測を行います。地下水位の低下等が発見された場合は、対策を検討し工事を進めていきます。また、周辺地域において井戸枯れ等の通報があった場合は適切に対応します。</p>
<p><景観></p> <p>評価指標は目黒区景観計画とし、予測・評価における景観形成基準などの対象には、煙突、工場棟のみでなく、外構、附属、付随するものを含めて評価すること。</p>	<p>「目黒区景観計画」を評価の指標としており、景観形成基準などの対象には、外構、附属、付随するものを含めることは理解しています。環境影響評価の段階において計画している施設等については評価の対象としています。</p> <p>したがって、評価書においては、目黒区景観形成基準に基づき建築物、工作物に対する基準を遵守する旨、追加します。</p> <p>なお、本事業の「景観形成基準」への適合について、既に目黒区の担当部署へ相談を行い、一定の了解を得ておりますが、今後、「目黒区景観計画」に基づく届出及び事前協議についても適切に対応します。</p>
<p><温室効果ガス></p> <p>当清掃工場から排出される二酸化炭素の低減にあたり、新工場の稼働後も、将来にわたり、さらなる研究を進め、技術革新にあわせて、隨時、環境負荷を極力抑えたシステムへの更新を図られたい。</p>	<p>工場の稼働後も、最新技術の動向を注視し、可能な限り導入を検討し、環境負荷の低減に努めています。</p>
<p>その他の事項</p> <p><アスベスト></p> <p>平成18年9月以降、特定建築材料（吹付けアスベスト、アスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材）の定義が、「アスベスト含有率1重量%超え」から「0.1重量%超え」へと変更され、アスベストの規制が強化されている。</p> <p>評価書案での現況調査結果では、既存工場の煙突は平成17年10月、建築物は平成18年3月の調査をもって「石綿含有無し」としているが、規制強化前の調査であるため、より詳細な調査結果を示し、現行の法令で規定されている特定建築材料（0.1重量%超え）に該当していないことを明らかにすること。アスベスト含有量が0.1重量%を超えていた場合</p>	<p>現況調査では、平成17年及び18年の既存調査をもって飛散のおそれのある吹付け材等にアスベストは使用していないことは確認済みとされていますが、平成27年度に改めて調査を実施しており、年度内に結果が出る予定です。</p> <p>この調査では、現行の法令に基づき、吹付け材やアスベスト含有が懸念される建材等のアスベスト含有の有無について調査を行っています。評価書においては、調査の結果を記載内容に反映する予定です。</p> <p>なお、使用が確認された場合は、大気汚染防止法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例及び廃棄物の処理及び清掃に關</p>

目黒区長の意見	事業者の見解
<p>は、法令に従い、適正な手続きを行うこと。</p> <p>また、解体工事中に、あらたに飛散性アスベストが発見された場合は、直ちに作業を中止し、安全対策を講じるとともに区へ情報提供すること。なお、作業再開にあたっては、十分な安全対策をとるとともに、本調査の既存建物や施設等のアスベストに関する事前調査を確実に行い、アスベストが確認された場合は、法令に従い適正な処理・処分を行うこと。</p>	<p>する法律に基づき、適切かつ確実に処分します。</p> <p>また、使用が確認された場合の調査内容及び処分方法等については、作業に着手する前に目黒区に報告します。</p> <p>解体工事中に新たにアスベストが発見された場合も同様に、法令等に基づき適切かつ確実に処分します。</p>
<p>＜放射性物質・放射線量＞</p> <p>解体工事前に実施する、ごみバンカ内の空間放射線量測定について、測定結果は隨時区民へ情報提供すること。また、稼働後においては現在と同様に、排ガス、排水、灰等の放射能濃度及び敷地境界等の空間放射線率について引き続き測定を継続するとともに、区民から寄せられた不安や疑問等には、真摯に向き合い、丁寧な説明を講ずるよう努められたい。</p>	<p>解体工事に着手する前には、工場設備内各所の空間放射線量率を測定し、区民への情報提供を行います。</p> <p>今後は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する放射性物質の影響は低減すると考えますが、当面の間は引き続き測定するとともに、国の動向等を見ながら今後の対応を検討していきます。</p> <p>なお、区民の方々の不安や疑問には真摯に向き合い、丁寧な説明に努めます。</p>
<p>＜事後調査＞</p> <p>環境影響評価書で示した予測結果は、事後報告書で検証し、予測結果より悪化した項目については原因を究明した上で、必要な改善策を講じること。</p>	<p>環境影響評価書で示した予測結果については、工事の施行中及び工場稼働後に実施する事後調査において検証します。この検証において環境影響が予測結果を上回る場合はその理由等を明らかにするとともに、必要に応じて環境保全の措置等を講じます。この結果については事後調査報告書において明らかにします。</p>

13.2.2 品川区長の意見と事業者の見解

品川区長の意見	事業者の見解
<p>1. 大気汚染について 事業計画全体を通じ、より一層の環境保全対策に努めてください。</p>	<p>予測・評価にあたって工事の施行中及び工事の完了後に実施するとした環境保全の措置を確実に実施します。また、工事の実施においては工事の状況に応じてより一層の環境保全に努めるとともに、工事の完了後については、現工場より厳しい煙突排出ガスの自己規制値を設けて遵守するなど、環境への影響をさらに低減するように努めます。</p>
<p>2. 廃棄物について 建設廃材等の廃棄物の減量及びリサイクルに努めてください。</p>	<p>建設廃材の発生しない工法の採用や建設資材に再生品を利用するなど廃棄物の排出抑制に努めます。 なお、建設廃棄物については可能な限り再資源化を図ります。</p>
<p>3. その他 (1) 環境影響評価の実施にあたっては、最新の知見にもとづき、最適な予測評価を実施してください。</p>	<p>環境影響評価に係る調査、予測、評価については、平成26年に改定された最新の東京都環境影響評価技術指針に基づき実施しています。今後新たな合理的、客観的な科学的知見が公表・周知された場合は、その状況を踏まえ最適な予測評価を実施します。</p>
<p>(2) 事業の実施にあたっては、品川区関係部署と充分協議を行ってください。</p>	<p>事業の実施にあたっては、引き続き関係部署と十分協議を行っていきます。</p>

14 都民の意見を聴く会の意見の概要

14 都民の意見を聴く会の意見の概要

都民の意見を聴く会の内容は表14-1に、意見の概要は表14-2(1)～(3)に示すとおりである。

表 14-1 都民の意見を聴く会の内容

開催日	平成28年3月2日（水）
場 所	目黒区民センター第1、2集会室
公述人	12名

表 14-2(1) 意見の概要

1 事業計画
<p>(1) 平成元年に「建替え時には他に建設地を求める」という陳情が目黒区議会で採択され、当時の区議会議長の名前で都知事宛に意見書が提出されている。目黒区民はこの建設地を喜んで選んだわけではない。</p> <p>(2) 清掃工場を他に移転できないなら、少しでも規模を縮小して周辺住民への環境負荷の低減を図るように配慮すべきである。</p> <p>(3) 地域バランスという言葉を使うなら、清掃工場のないところで持ち回りにすべきである。徹底的に建替えの跡地探しをやるべきだった。</p> <p>(4) 杉並清掃工場のように地下のトンネルに清掃車が入るような清掃工場を作つてほしい。難しければそれに代わるものをしてほしい。今回の計画は地元を十分に納得させるものではない。何か1つでも改善してほしい。</p> <p>(5) 巨大災害に対する環境影響評価はあるのか。津波を考慮すれば、もっと高台に作ればいいのではないか。</p> <p>(6) 目黒清掃工場の建替えにあたって、600tを前提としているが、それが本当に必要なものなのか、妥当な規模なのかというのが十分に検証されていないのではないか。</p> <p>(7) 緊急時とか他の清掃工場の建替えとかオリンピックとか、ごみが増えていく要素を含めて600tが必要と言っているが、一方で各区は減量化、資源化を進めており矛盾しているのではないか。平成に入ってからごみは一度も増えていない。</p> <p>(8) 清掃一組の整備計画というのは、基本計画というものに基づいているが、その基本計画はごみ量の予測をし、耐用年数とかいろいろなことを勘案して作っている。その一番のポイントになるごみ量の予測が非常にあやふやであるのではないか。</p> <p>(9) ごみ量の予測が過大なら600tのままで建替える必然性は大きく減少すると言わざるを得ない。</p> <p>(10) 生ごみの適正処理が焼却であると評価する国は、世界のどこを探しても見当たらない。生ごみを焼却することが本当に適正な処理に当たるのか、真摯に考えていただきたい。</p> <p>(11) 生ごみ焼却によって微量元素が灰となって埋め立てられているが、活用すべきである。</p> <p>(12) 可燃ごみの処理費用の有料化が賢い消費者の育成になる。可燃ごみの処理費用を有料とし、生ごみや廃プラスチックを資源化する方法を官民で考える。</p> <p>(13) 生ごみや廃プラスチックの混焼で土壤や大気を汚染し周辺の住民に健康被害をもたらしている。焼却が適正な処理にあたるかどうか、真摯に考えていただきたい。</p> <p>(14) 清掃一組は、ごみ減量は任命外としているが、収集と焼却処理は一体である。</p>

表 14-2(2) 意見の概要

<p>2 大気汚染、騒音・振動共通</p> <p>(1) 本事業により交通量過多の地域でさらに車両の台数が増えることになる。</p> <p>(2) 清掃工場がなければ1日1,200台の清掃車は通らない。静かなものだと思う。正門付近の車と人の分離をどうにかできないものだろうか。清掃車の時間分散。午前中にざつと来て、午後は何も来ないような感じである。もっと時間的に分散を考えれば負荷が減るのではないかと思う。</p>
<p>3 大気汚染</p> <p>(1) 大鳥神社交差点。ここは都内屈指の大気汚染地点である。二酸化窒素も浮遊粒子状物質も、この大鳥神社を調査地点にしなかった意図的な何かを感じる。</p> <p>(2) 住民参加の松葉を使った調査では、廃プラ混合焼却前と後では大気中のダイオキシン濃度は上昇しており、水銀の濃度も明らかに上昇している。そういうものを無視して今後も同じ規模の焼却炉を23区内に維持し続けようというのではなく間違い。</p> <p>(3) 100mが5cmにしかならない模型で風洞実験を行って、本当に谷間などのシミュレーションができるのか疑問である。私たちは、谷間などの地形に対して3次元シミュレーション検証を行っているが、風洞実験ではダウンドロフトの影響を再現できない。事大主義的なことをして高度な解析をしているかのような説明をしているのは問題である。</p> <p>(4) プラスチック製品をどんどん作って、それをどんどん燃やすことで、複合汚染を相乗作用で出してしまう。このことは、資源から見ればもったいないことであり、大気汚染、環境問題からすれば非常に憂慮すべき問題である。</p> <p>(5) 以前に比べ、高層ビルがいっぱい建ち、風の流れが変わって悪くなると、もっと小学校のあたりに風が来なくて渓むのではないかと思って、小学校の子どもが工事中に5、6年そこで過ごすことを考えると、体のことを本当に心配している。</p> <p>(6) 高温の排ガスは拡散するから地元に大きな影響はないというが、最大着地濃度地点が工場から1km弱しか離れていない。拡散する以前に周辺に大きな影響を与えるのは避けられないだろう。</p> <p>(7) 環境アセスメントは複合汚染に対応できていない。PM2.5など汚染物質が変わっているが、検出法が不明ということで対応していない。どんなものが出るのか私たちは予測できない。</p> <p>(8) これから問題になる可能性がある放射性物質とPM2.5について、期間を区切って測定すると書いてあるが、継続した測定を望む。</p>
<p>4 騒音・振動</p> <p>(1) 工事中の騒音・振動対策。目黒清掃工場は道を挟んで目黒区立田道小学校がある。授業に差し支える騒音・振動を私は心配している。数値でなく、児童の感受性で評価していただきたい。</p> <p>(2) 工事中の騒音・振動は、常時測定値を監視し基準を超えないようにするとあるが、出てしまったら取り消すことができない。</p>

表 14-2(3) 意見の概要

<p>5 景観</p> <p>(1) 工場棟と管理棟を合わせて 1.5 倍に膨れ上がっている。これは威圧感ではないか。また、煙突の直径が 7.7m から 8.5m に大きくなる。この煙突が太くなるというのも容赦ならない。</p>
<p>6 温室効果ガス</p> <p>(1) 施設の規模が大きくなるので、温室効果ガスの排出量が多くなるけれどもこれだけ減らせるとか、そういう説明が欲しい。</p> <p>(2) 年間 15 万 5 千 t の温室効果ガスを排出するという意味では、環境保全という観点から望ましくない計画である。</p> <p>(3) 温室効果ガスの算出において、焼却炉の中で大量の水を蒸発させるため多くのエネルギーを使っているのに、なぜ生ごみなどの有機物の焼却は、カーボンニュートラルだから生ごみ焼却で発生した二酸化炭素は算出しなくてよいとなるのか。</p>
<p>7 その他</p> <p>(1) 目黒清掃工場には、他区から分別されていないプラのごみが、目黒区内のごみよりも大量に搬入されている。こんな理不尽なことがあってよいものか。</p> <p>(2) 今後の解体工事から新工場の稼働後にわたって、区民への情報公開を徹底し、どんなささいな事故や故障、不具合も素早く区民に報告し、区民に信頼される対応を心がけてほしい。</p> <p>(3) 清掃工場のいたる所にアスベストが使われていると思っている。解体工事の前に事前調査の内容と、安全なアスベスト除去の手法について、区民との協議会を開催して区民が納得して安心できる安全な方法で行うことが必要である。</p> <p>(4) 工事に関する協定書の取り交わしを求める。</p> <p>(5) 清掃一組と 2・3 区が連携して、ごみの発生抑制が何よりも一番のごみ問題の解決になる。そのことに危機感を持って臨んでほしいと切に私は願っている。</p>

15 調査計画書の修正の経過及びその内容

15 調査計画書の修正の経過及びその内容

15.1 修正の経過

東京都環境影響評価条例第46条第1項の定めによる調査計画書に対する調査計画書審査意見書に記載された知事の意見並びに条例第45条において準用する条例第18条第1項の都民の意見書及び条例第45条において準用する条例第19条第1項の求めに応じて提出された周知地区長（目黒区長、渋谷区長、品川区長）の意見を勘案し、また、事業計画の具体化に伴い調査計画書の一部を修正した。

修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表15-1(1)及び(2)に示すとおりである。

表 15-1 (1) 調査計画書の修正内容の概要

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	記載ページ	
			調査 計画書	評価書 案
4 [6]対象事業の目的及び内容				
4.2.2[6.2.2] 計画の内容	(2)設備計画 ア 設備概要	煙突排出ガスの量、汚染物質の自己規制値等の表を追記した。	p. 14	p. 27～
	(3)エネルギー計画	具体的な計画内容を追記した。	p. 19	p. 33
	(4)緑化計画	具体的な計画緑化面積等を追記した。	p. 20	p. 34
4.3.1[6.3.1] 施工計画	(1)工事工程の概要	工事期間を約67か月から69か月に修正した。	p. 20	p. 36
	(2)工事の概要 イ 解体工事 (ア)焼却炉設備等解体	既存煙突の解体方法を追記した。	p. 22	p. 37～
	(2)工事の概要 イ 解体工事 (イ)建築物等解体	特定企業の工法に限定されるおそれがあるため、「全覆いテント」を「全覆いテント等」に修正した。	p. 22	p. 38
4.3.2[6.3.2] 供用計画	(1)ごみ収集車両等計画 ア 運搬計画 (エ)ごみ収集車両等台数	計画台数の設定条件を追記した。	p. 26	p. 42
	(1)ウ計画地周辺道路の将来交通量	交通量の現況調査結果に基に、現況交通量、将来交通量を追記した。	-	p. 48～
	(2)施設の監視制御	ろ過式集じん器の監視制御を追記した。	p. 29	p. 49
	(3)ダイオキシン類対策 (4)廃棄物の処分	両項目で重複する文章を整理し、削除及び修正した。	p. 30	p. 49～

注) 表中の修正箇所・事項における項目番号については、中括弧無しが調査計画書、中括弧有りが評価書案のものとした。

表 15-1 (2) 調査計画書の修正内容の概要

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	記載ページ	
			調査 計画書	評価書案
6 [7.3] 地域の概況				
	地域の概況	各種データを最新のものに修正した。	p. 32～	P. 67～
7 [7] 環境影響評価の項目				
7.1.1[7.1.1] 選定した項目	表 7-1[7-1]	緑地の利用状況を踏まえ、「自然との触れ合い活動の場」を選定した項目に追加した。	p. 133	p. 59
7.1.2[7.1.2] 選定した理由	(1) 大気汚染 ア 工事の施行中	微小粒子状物質(PM2.5)及び光化学オキシダントについて、予測・評価項目として選定しなかった理由を追記した。	p. 134	p. 61
	(1) 大気汚染 イ 工事の完了後	微小粒子状物質(PM2.5)及び光化学オキシダントについて、予測・評価項目として選定しなかった理由を追記した。	p. 134	p. 61
	(4) 土壌汚染	汚染土壌封じ込め槽の扱いについて、より分かりやすくなるよう記載内容を修正した。	p. 135	p. 62
	(10) 自然との触れ合い活動の場	「自然との触れ合い活動の場」を選定した項目に追加したため、選定した理由を記載した。	-	p. 63
7.1.2[7.2.2] 選定しなかった理由	(6) 自然との触れ合い活動の場	「自然との触れ合い活動の場」を選定した項目に追加したため、選定しなかった理由を削除した。	p. 139	-
8 調査等の手法 [8] 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその程度				
8.2.2[8.2] 悪臭	(2) 調査方法 [8.6.1] 現況調査	気体排出口(臭気)の臭気排出強度の調査を追記した。	p. 150	p. 287～

注) 表中の修正箇所・事項における項目番号については、中括弧無しが調査計画書、中括弧有りが評価書案のものとした。

15.2 調査計画書審査意見書に記載された知事の意見

調査計画書審査意見書に記載された知事の意見は、以下に示すとおりである。

〈知事からの意見〉

第2 意見

【大気汚染、騒音・振動共通】

計画地周辺には、学校、保育所、病院等があり、工事の施行中における建設機械の稼働や工事用車両の走行、供用後におけるごみ収集車両等の走行などによる大気汚染、騒音・振動の影響が懸念される。こうしたことを十分考慮した上で、施工方法、建設機械及び車両の台数並びに環境保全のための措置等を検討し、環境影響評価書案において詳細に記載すること。

【大気汚染】

大気質の予測に当たっては、高層気象の調査及び風洞実験を実施するとしていることから、そのデータの活用方法について記載すること。また、風洞実験に当たっては、計画地周辺の地形等も十分考慮し、実施すること。

【悪臭】

- 1 悪臭の予測に当たっては、悪臭防止対策をもとに類似事例等を参照する方法とするとしていることから、本事業との類似性についてその根拠を明らかにした上で予測・評価すること。
- 2 本事業は、既存施設を建て替えることから、現況と比較し評価する必要があるため、敷地境界4地点のみならず、気体排出口（煙突）の臭気排出強度についても、調査対象として検討すること。

【騒音・振動】

工事の施行中における建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測は、建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点としているが、本事業は既存工場の解体後に新工場を建設することから、解体工事や建設工事などの主な工種ごとに予測・評価すること。

【土壤汚染】

- 1 計画地内の緩衝緑地北東部地下には、過去に発生した汚染土壤の封じ込め槽が存在することから、その位置及びその近辺の地下水のモニタリング結果を記載するとともに、本事業による土地の改変と汚染土壤封じ込め槽との位置関係等を明らかにすること。
- 2 現地調査として、計画地内の地下水2地点を選定しているが、その選定根拠が不明であることから、これを記述すること。

また、「東京都土壤汚染対策指針」及び「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」に準拠し測定するとしているが、調査対象物質が不明確であることから、これを明記するとともに、その選定根拠を明らかにすること。

【自然との触れ合い活動の場】

緑化計画において、建替え後の施設では、既存施設と同様に計画地内北東側にある緩衝緑地及び敷地境界部に緑を配置するとしており、この緑が「自然との触れ合い活動の場」としても考えられることから、予測・評価の実施を含めて検討すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

15.3 調査計画書に対する都民の意見書及び周知地区区長の意見の概要

調査計画書について、都民からの意見書が6件、周知地区区長（目黒区長、渋谷区長、品川区長）からの意見書が3件提出された。都民からの意見及び周知地区区長からの意見の概要は以下のとおりである。

〈都民からの意見 No.1〉

番号	意 見
1-1	<p>4 事業の目的及び内容</p> <p>4.1 事業の目的について</p> <p>「効率的で安定した中間処理を確保するため」とありますが、現目黒工場処理量の半分以上は他区のごみや持ち込みごみで、今まで充分に23区共同による「安定した中間処理」に貢献してきました。一廃計画のごみ量予測を見れば、対象事業の焼却能力を日量450トン規模にしても、十分に「可燃ごみの全量焼却体制」を確保できるにも拘わらず、同規模600トンでの建替事業を推進する根拠を明記してください。</p>
1-2	<p>4.2 事業の内容について</p> <p>4.2.1 位置及び区域</p> <p>現工場操業開始以後、周辺環境は「恵比寿ガーデンプレイス」、目黒川沿岸部の高層マンション、中里橋際の宅配便中継所、首都高・中央環状線の排気塔の建設などで激変しています。再度、当地を建設地として選定する理由を明記すべきです。</p>
1-3	<p>4.3 施工計画及び供用計画</p> <p>4.3.1 施工計画</p> <p>子どもたちが毎日通う田道小学校に隣接した場所です。「工事期間は約67か月」とありますが、長期にわたる工事の継続が周辺環境へどのように影響するのか、予測調査にあたっては時間的な要素も考慮すべきです。</p>
1-4	<p>4.3.2 供用計画</p> <p>「目黒区から発生するごみを主体とし、周辺区からも搬入する」とありますが、現工場は「自区内処理の原則」に従って建設地が選定され、多くの地元住民の反対にも拘わらず建設された経過をふまえて、他区のごみ搬入については量を制限するなどの条件が必要だと付記すべきです。</p>
1-5	<p>5 事業計画に至った経緯</p> <p>(1)事業計画の策定</p> <p>上述のとおり、美濃部都政時代のごみ戦争から「一区一工場」、「自区内処理の原則」が、現目黒工場建設および対象事業計画に繋がっていることを明記してください。</p>

番号	意 見
1-6	<p>7 環境影響評価の項目</p> <p>7. 1. 1(1) 大気汚染</p> <p>環境影響評価条例が東日本大震災、原発事故に対応していないことから、アスベスト、放射性物質が調査項目にありませんが、実際は現工場排ガスからアスベストも放射性物質も検出されているので、これらを調査項目に追加すべきです。</p>
1-7	<p>(2) 悪臭</p> <p>現在も搬入車両による悪臭に悩まされていることから、工場敷地外の臭気についても予測・評価し、評価書では、車両台数の制限など具体的な対処法を提示すべきです。</p>
1-8	<p>「東京都環境影響評価条例」は、そもそも当該事業実施の必要性を調査する項目がない上、環境に影響すると選定された各項目の予測値が、複合的・重層的に周辺住民にどう被害を及ぼすかは、まったく考慮されていないことは大きな問題ではないでしょうか。</p>

<都民からの意見 No. 2>

番号	意 見
2-1	<p>4 事業の目的及び内容</p> <p>4. 1 事業の目的について</p> <p>「効率的で安定した中間処理を確保するため」とあるが、現目黒工場は処理量の半分以上の他区のごみや持ち込みごみの搬入・焼却を受け入れており、今まで充分に 23 区共同による「安定した中間処理」に貢献してきた。一廃計画のごみ量予測を見れば、対象事業の焼却能力を日量 450 トン規模にしても、今後も充分に「可燃ごみの全量焼却体制」を確保出来るにも拘わらず、現行と同規模での建替事業を推進する根拠を明記してほしい。</p>
2-2	<p>4. 2 事業の内容について</p> <p>4. 2. 1 位置及び区域</p> <p>都心に近い住宅密集地にある対象事業の位置は、上記のとおり「自区内処理の原則」に従って、目黒区内 4 個所の候補地から「地型が良い」というのが主な理由で選択され、第 2 種住宅専用地域（工場北側は現在も第 1 種住宅専用地域）が、ごみ焼却場として都市計画決定された。このような経過をふまえ、平成元年「建て替え時には他に建設地を求める」という陳情が目黒区議会で採択され、当時の区議会議長が都知事宛てに意見書を提出した、という経緯を本項目に明記してほしい。</p> <p>また、現工場操業開始以後、周辺環境は「恵比寿ガーデンプレイス」、目黒川沿岸部の高層マンション、中里橋際の宅配便中継所、首都高・中央環状線の排気塔の建設などで激変しているにもかかわらず、再度当地を建設地として選定する理由を本項目に明記すべきである。</p>

番号	意 見
2-3	<p>4.3 施工計画及び供用計画</p> <p>4.3.1 施工計画</p> <p>「工事期間は約 67 か月」とあるが、このような長期にわたる工事の継続が周辺環境へどのように影響するか、予測調査にあたっては時間的な要素を考慮すべきである。</p>
2-4	<p>4.3.2 供用計画</p> <p>「目黒区から発生するごみを主体とし、周辺区からも搬入する」とあるが、上記のとおり現工場は「自区内処理の原則」に従って建設地が選定され、多くの地元住民の反対にも拘わらず建設された経過をふまえ、他区のごみ搬入については量を制限するなどの条件が必要があることを付記すべきである。</p>
2-5	<p>5 事業計画に至った経緯</p> <p>(1)事業計画の策定</p> <p>上述のとおり、美濃部都政時代のごみ戦争から「一区一工場」、「自区内処理の原則」が、現目黒工場建設および対象事業計画に繋がっていることを明記してほしい。</p>
2-6	<p>7 環境影響評価の項目</p> <p>7.1.1(1)大気汚染</p> <p>環境影響評価条例が東日本大震災、原発事故に対応していないことから、アスベスト、放射性物質が調査項目にないが、実際は現工場排ガスからアスベストも放射性物質も検出されているので、これらを調査項目に追加すべきである。</p>
2-7	<p>(2)悪臭</p> <p>現在も搬入車両による悪臭に悩まされていることから、工場敷地外の臭気についても予測・評価し、評価書では、車両台数の制限など具体的な対処法を提示すべきである。</p>
2-8	<p>「東京都環境影響評価条例」は、そもそも当該事業実施の必要性を調査する項目がない上、環境に影響すると選定された各項目の予測値が、複合的・重層的に周辺住民にどう被害を及ぼすかは、まったく考慮されていません。</p>

<都民からの意見 No. 3>

番号	意 見
3-1	<p>全般的な事項</p> <p>(1)現目黒清掃工場と同じものを作るのでなく、最新の考え方を取り入れた清掃工場にしてほしい。</p> <p>(ゴミ収集車の搬出入路のトンネル化、周回道路の覆蓋化等)</p>
3-2	<p>(2)ゴミ収集車に起因する交通渋滞の解消</p> <p>(ヤマト運輸配送センター交差点の改良、道路の拡幅等)</p>
3-3	(3)建物撤去工事に関する協定書の取り交わし
3-4	(4)建設工事に関する協定書の取り交わし
3-5	(5)地元還元の拡充を求める。

番号	意 見
3-6	<p>環境影響評価の項目 悪臭（稼働時） 限りなくゼロにしてほしい。 (ゴミ収集車より悪臭は、工場内では周回道路の覆蓋化、工場外ではゴミ収集車を改良して悪臭の出ない車両の改良を願いたい。)</p>
3-7	<p>騒音、振動（工事中） 1. 法の順守はもちろん、より低騒音、低振動になるよう検討願いたい。曜日や時間等に配慮していただきたい。（工事協定書が必要になる。） 2. 田道小学校の授業に差支えがある騒音・振動があつてはいけない。</p>
3-8	<p>騒音、振動（稼働時） ゴミ収集車による騒音は限りなくゼロにしてほしい。 (ゴミ収集車より騒音は、工場内では周回道路の覆蓋化)</p>
3-9	<p>景観（稼働時） 緑化についてはより一層努めてほしい。</p>
3-10	<p>交通渋滞（工事中） 工事車両を工場内で待機させること (工事車両の道路上での待機をやめる。)</p>
3-11	<p>交通渋滞（稼働時） ゴミ収集車に起因する交通渋滞の解消 (ヤマト運輸配送センター交差点の改良、道路の拡幅等)</p>

<都民からの意見 No. 4>

番号	意 見
4-1	<p>1. 事業の必要性 「事業に係る環境保全について適正な配慮がなされる」ためになされるのが環境アセスメントであるとすれば、当然、建築物の規模を縮小することは「環境の保全」に寄与する重要な要因の一つである。目黒清掃工場を従来と同じ規模の600トン/日として建て替えなければならない理由は存在しないにもかかわらず、規模を同一として建て替えを行うのはなぜか、明記すべきである。</p>
4-2	<p>2. 個別項目への意見 2.1 施工計画(4.3.1)において、工事用車両の一日平均台数が記載されていないのは不備である。供用計画におけるごみ収集車両等台数(4.3.2(4))と同様、台数を示すべきである。</p>
4-3	<p>2.2 選定項目1 悪臭(5.1.2(2))はごみ収集車の走行に伴う影響が評価項目に入っていない。地域の環境保全に影響があり、かつすでに周辺住民から苦情が出ていていることから、アセス項目に入るべきである。</p>

番号	意 見
4-4	2.3 選定項目 2 土壌汚染(5.1.2(4))の項において、緩衝緑地北東部の地下にある「封じ込め槽については、本事業の施工対象外であり、工事の施工中及び工事の完了後においても有害物質等が流出する恐れはないため、予測・評価の対象としない」と述べられているが、理解できない。万一流失が起きているとしたら重大な影響が生ずるので、予測・評価の対象とすべきである。

<都民からの意見 No. 5>

番号	意 見
5-1	1. 測定小項目として PM2.5 を予測・評価すること。
5-2	2. 汚泥処理は、最新の科学的な知見と技術開発をもって処理し、最終処分場に全量埋めることを前提としないこと。
5-3	3. 汚染土壤の封じ込め地下施設は工場と同時期に作られたものであり、亀裂・漏れだしじゃないか、など安全性を予測評価すること。
5-4	4. 20m も掘り下げる工事により、周辺の防災井戸などの水枯れが不安である。 500 メートル圏内の井戸への影響を調査すること。
5-5	5. 大気汚染の関係では、他区の工場への搬出に関わる清掃車の影響を予測調査に加えること。

<都民からの意見 No. 6>

番号	意 見
6-1	1. 工場建物・処理能力の規模 目黒区においては 35%ごみ減量を計画目標としており焼却ごみが減少するため、また 23 区においても目黒区と同程度の減量を進めることを加味すると、区部の焼却対象ごみは格段に減ることが十分に予想されるから、現行規模の 600 トン日量は過大であり、300 トン日量規模とするべきである。
6-2	2. 環境影響評価項目 アスベスト、放射性物質、環境ホルモン物質、重金属類を項目に加えるべきである。 アスベスト、放射性物質については建物被爆（コンクリート片など）、建物に付いた灰、土壤を検査すること。各種の放射性物質があるが少なくとも放射性セシウムについては、調査項目とすること。
6-3	3. 一般廃棄物焼却炉が東京の大気汚染に係る大きな汚染源である現状をみれば、工場周辺の大気汚染調査方法だけでは不十分である。他の（工場のない）地域と比較した調査を行うべきである。
6-4	4. ごみ処理の状況(P129)は、詳細を記すことが必要である。目黒工場がどれだけ処理しているかではなく、他区から受け入れ等様々な処理状況の実態を記すべきである。
6-5	5. 建て替え前後の煙突排出ガス濃度、排出量および最大着地濃度について、説明を行うこと。

〈周知地区区長（目黒区長）からの意見〉

項目	意見
1 全般的な事項	<p>(1) 本事業は既存施設の建替えであり、特に公害防止等の取り組みについては、現施設と建替え後施設の対比等の手法により、改善点や建替えの効果等を明らかにすること。</p> <p>(2) 目黒区では、平成27年度に「目黒区一般廃棄物処理基本計画」及び「目黒区みどりの基本計画」の改定を予定していることから、改定内容を踏まえ、環境影響評価の手続きを進めること。</p> <p>(3) 本事業に当たっては、環境に対する負荷の軽減に最大限努めること。</p> <p>(4) 既存建物の解体工事や新工場の建設工事において、環境保全対策に万全を期するとともに、操業後の工場の運営においても、常に最新技術の導入等を検討し、一層の環境保全を図るように努めること。</p> <p>(5) 環境影響評価項目として予測・評価はしないもの、測定を実施する項目については、測定のみとした理由について明示すること。このことについては、住民への説明でも申し伝えること。</p> <p>(6) 現在測定している項目については、新しい工場でも、引き続き測定し公表すること。</p> <p>(7) 工場周辺には、小学校や保育園等があり、周辺道路が通学路にも利用されていることから、解体工事や建設工事に際しては、工事車両の運行など、幼児・児童及び地域の安全を確保すること。</p> <p>(8) 環境影響評価手続きや新しい清掃工場の稼働後を含めた各段階において、区民への説明や資料等については、できる限り専門用語等の使用を避け、わかりやすい簡潔なものとすること。</p>
2 環境影響評価の項目	
(1) 大気汚染	<p>ア 微小粒子状物質(PM2.5)については、予測・評価手法が確立されていないとして予測・評価項目に入っていないが、今後、予測・評価手法が確立される可能性もあることから、環境影響評価書案作成時には、予測・評価する項目として検討すること。</p> <p>イ 当該地点は周囲との高低差があるため、地形なども考慮した予測をすること。</p>
(2) 悪臭	ごみ収集車の工場搬入時及び周回道路渋滞時の悪臭の項目が予測対象となっていないが、住民の懸念もあるため、工場敷地内における悪臭について予測の対象とすること。

項目	意見
(3) 騒音・振動	ア 工事期間中の騒音・振動については周辺への影響が大きいため、騒音規制法、振動規制法、東京都環境確保条例の基準に適合させるだけでなく、より環境改善に資するよう検討すること。また、工事期間中一時的に著しい騒音・振動の発生の可能性があるため、これらについても十分対処されるような予測とすること。
	イ 工事期間中の騒音・振動については、解体工事及び建設工事それぞれで、予測すること。
	ウ 低周波騒音については、区民によっては心身に係る不安があるため、低周波騒音について予測項目として予測をすること。
(4) 水質汚濁	工事施工中の水質汚濁については、仮設の污水処理設備で処理を行うとされているため、予測の対象とすること。なお、工場稼働後も継続して測定すること。
(5) 土壤汚染	ア 施設の稼働による焼却灰の処理、污水処理設備及び排ガス処理過程において区民の土壤汚染への懸念もあることから、工事施工中に加え、工事完了後の予測の対象とすること。
	イ 施工中の土壤調査地点は、特に搬出路周辺を中心に細かく行うこと。
	ウ 土壤調査の対象物質を明らかにすること。
	エ 既存工場を廃止する際には、東京都環境確保条例、土壤汚染対策法に義務付けられている土壤汚染調査を実施すること。
(6) 地盤・水循環	ア 地盤、水循環に影響の少ない工法や、環境保全のための措置について計画されているが、周辺住民に十分な説明を行うこと。また、建替え後の本清掃工場躯体等が、地盤や水循環に影響を与えることがないよう慎重かつ十分な措置を講ずること。
	イ 周辺の防災用井戸への影響について、予測・評価するとともに水位について測定すること。
(7) 日影	建設計画の周知にあたっては、既存建築物との比較など、具体的でわかりやすい計画内容の説明を行い、地域住民の理解を得るよう努めること。
(8) 景観	ア 景観に係る評価の指標は、東京都景観条例に基づく「東京都景観計画」に定められた地域景観の方針ではなく、目黒区景観計画によるべきである。
	イ 目黒区景観計画は、景観形成の方針や実際の景観誘導に関する基準などを定めるほか、特に目黒川、山手通り、目黒通りについては、景観形成上重要な軸となる特定区域に指定し景観形成基準を定めていることから、目黒区景観計画に十分配慮すること。
	ウ 環境保全のための措置として、建築物の外観だけでなく、それに付随する室外機等の設備機器などについて、周辺環境と調和したデザインとすること。

項目	意見
	エ 緑化の具体化にあたっては、目黒川のみどりとのつながりや周辺住宅街との関わりなど、十分配慮した計画とすること。
(9) 廃棄物	廃棄物等に関しては、その排出先や処理計画等を公開するとともに、極力、再利用、再資源化をおこない、発生量の低減を図ること。また、かなりな量の建設発生土が考えられることから、残土の一時保管場所を明示すること。
(10) 温室効果ガス	ア 当区では目黒区環境基本計画に基づき、環境保全及び二酸化炭素排出削減に取り組んでおり、本工事にあたっては、可能な限り環境への影響を低減するよう十分な配慮をもって施工すること。 イ 建替え後の本清掃工場においても、温室効果ガスの排出抑制およびエネルギーの創出の取り組みに努力すること。
3. その他の事項	
(1) 空間放射線量、放射性物質	放射性物質汚染対策対処特措法等関係法令及び放射線測定に関するガイドラインなどに基づき、空間放射線量・放射性物質について、引き続き測定を継続するとともに、適切に対処すること。
(2) 緑化計画	ア 緑化基準として、接道部、敷地内、建物の緑化の確保について、可能な限り緑を配置した、基準を満たす緑化計画とすること。 イ 目黒川沿いの環境を踏まえた地域の原風景の回復と、生き物が集まる生物多様性に配慮した植栽計画とすること。
(3) 解体工事	ア 解体工事にあたっては、粉じん、悪臭、騒音、振動の発生が予測される。最大限の公害防止措置を採用すること。また、予測に当たっても養生方法等を検討し、最大の効果がある方法で予測すること。 イ 解体工事にあたっては、当該工場の一部に存在する汚染土壤の封じ込め施設に対して影響のない工法を選択すること。 ウ ごみバンカーの放射能濃度を測定し、安全性を確認したうえで、解体工事を開始すること。
(4) アスベスト	ア 解体工事に際して実施する石綿の有無に関する事前の調査等については、平成26年6月に改正された大気汚染防止法に基づき行うこと。 イ 計画書中の、「飛散性の恐れのある吹付け材等として使用されていないことは確認済み」の記載について根拠を明らかにすること。また、解体前に非飛散性アスベストの調査を行うとしているが、使用が確認された場合は、大気汚染防止法、東京都環境確保条例及び廃棄物処理法に基づき、適切かつ確実に処分するとともに、調査内容及び処分方法等について、周辺住民に周知するとともに区に報告すること。なお、非飛散性石綿成形板等の処理は、適正に行うとともに周囲への飛散防止を図ること。

項目	意見
(5) 雨水流出抑制	目黒区内でも平成25年に最大時間雨量100mmを記録していることから、近年のいわゆるゲリラ豪雨に対応するための措置を行うこと。
(6) 封じ込め施設	解体工事等における封じ込め施設の安全性を確認するため、封じ込め物質に応じた測定項目について、封じ込め施設の状態を監視できる場所で、定期的に行うこと。
(7) 生物・生態系	区では「目黒区生物多様性地域戦略」を策定しており、この戦略及び「目黒区みどりの基本計画」において清掃工場は重要な位置を占めている。また、現工場設置時においても予測評価している項目である。については、環境影響評価の項目に生物・生態系を追加すること。

〈周知地区区長（渋谷区長）からの意見〉

項目	意見
(1) 大気汚染	工事完了後の施設稼働による煙突排出ガスの環境影響については、風向・風速等による影響を十分に考慮し、予測・評価を行うこと。
(2) 騒音・振動	工事中の工事用車両の具体的な走行経路については、今後の協議によるものと考えられるが、環境影響の予測・評価にあたっては、想定される走行経路や走行台数等を踏まえ、適切な調査地点等を設定し、実施すること。

〈周知地区区長（品川区長）からの意見〉

項目	意見
(1) 大気汚染	設備等の選定にあたっては、より環境負荷を低減する方式・機種を採用するなど環境保全対策に努めてください。
(2) その他	(1)品川区内において調査等を実施する際には、当区の所管部署と連携し、事前に十分な住民説明を実施してください。 (2)環境影響評価の項目及び予測手法の選定にあたっては、具体的な事業計画内容を踏まえた選定を行い、評価項目に遺漏のないようにしてください。また、最適な予測手法を採用してください。

16 その他

16 その他

16.1 対象事業に必要な許認可等及び根拠法令

許 認 可 等	根 拠 法 令
一般廃棄物処理施設の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3
危険物貯蔵所設置許可	消防法第11条
計画通知	建築基準法第18条
工事計画届出	電気事業法第48条
工場設置認可	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第81条
特定施設設置届出	ダイオキシン類対策特別措置法第12条 騒音規制法第6条 振動規制法第6条 水質汚濁防止法第5条 下水道法第12条
ばい煙発生施設の設置届出	大気汚染防止法第6条

16.2 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所

評価書の作成者	名称 : 東京二十三区清掃一部事務組合 代表者 : 管理者 西川 太一郎 所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
業務受託者	名称 : 株式会社総合環境計画 代表者 : 代表取締役 横山 隆二郎 所在地 : 東京都江東区牡丹一丁目14番1号

16.3 評価書を作成するに当たって参考とした資料の目録

- ・「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（平成 23 年 1 月から平成 27 年 1 月まで）」（東京都総務局統計部人口統計課）
- ・「人口の動き（平成 26 年中）」（東京都総務局ホームページ）
- ・「平成 24 年経済センサス活動調査」（平成 26 年 2 月、総務省統計局ホームページ）
- ・「平成 11、17、22 年度 道路交通センサス（全国道路交通情勢調査）」（国土交通省）
- ・「東京都統計年鑑 平成 24 年」（東京都総務局ホームページ）
- ・「目黒区の土地利用 2007」（平成 19 年 12 月、目黒区都市整備部都市計画課）
- ・「目黒区土地利用現況図」（平成 19 年 3 月、目黒区都市計画課ホームページ）
- ・「目黒区地域地区図」（平成 27 年 1 月、目黒区都市計画課ホームページ）
- ・「施設案内」（目黒区ホームページ）
- ・「目黒区くらしのガイド（区民便利帳）」（平成 25 年 11 月、目黒区）
- ・「医療機関一覧（平成 26 年 5 月現在）」（目黒区医師会ホームページ）
- ・「目黒川流域豪雨対策計画」（平成 21 年 11 月、東京都総合治水対策協議会）
- ・「平成 24 年都内の地下水揚水の実態（地下水揚水量調査報告書）」（平成 26 年 3 月、東京都環境局）
- ・「事業概要平成 26 年版」（平成 26 年 8 月、東京都下水道局）
- ・「気象統計情報」（気象庁ホームページ）
- ・「大気環境月報（平成 25 年度）」（東京都環境局ホームページ）
- ・「目黒区提供資料」（目黒区）
- ・「渋谷区提供資料」（渋谷区）
- ・「品川区提供資料」（品川区）
- ・「環境調査統計報告：大気汚染」（港区ホームページ）
- ・「東京長期ビジョン」（平成 26 年 12 月）
- ・「東京都環境基本計画」（平成 20 年 3 月）
- ・「東京都電力対策緊急プログラム」（平成 23 年 5 月）
- ・「東京都気候変動対策方針「カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト」基本方針」（平成 19 年 6 月）
- ・「カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト」施策化状況 2012（平成 24 年 3 月）
- ・「地域におけるエネルギー有効利用計画書制度」（平成 22 年 1 月）
- ・「ヒートアイランド対策取組方針」（平成 15 年 3 月）
- ・「ヒートアイランド対策ガイドライン」（平成 17 年 7 月）
- ・「東京都廃棄物処理計画」（平成 23 年 6 月）
- ・「東京都建設リサイクル推進計画」（平成 20 年 4 月）
- ・「東京地域公害防止計画」（平成 24 年 3 月）
- ・「東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（平成 25 年 7 月）
- ・「緑の東京計画」（平成 12 年 12 月）
- ・「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針（平成 19 年 6 月）
- ・「緑の東京 10 年プロジェクト」の施策化状況 2012（平成 24 年 3 月）
- ・「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」（平成 24 年 5 月）

- ・「東京都景観計画」（平成 23 年 4 月）
- ・「目黒区基本構想」（平成 12 年 10 月）
- ・「目黒区基本計画」 平成 22（2010）年度～平成 31（2019）年度（平成 21 年 10 月）
- ・「目黒区実施計画」（平成 25 年度～平成 29 年度）（平成 25 年 3 月）
- ・「目黒区環境基本計画」（平成 24 年 3 月）
- ・「目黒区地球温暖化対策推進第二次実行計画」（平成 26 年 3 月）
- ・「目黒区地球温暖化対策地域推進計画（第二次計画）」（平成 26 年 3 月）
- ・「目黒区都市計画マスタープラン」（平成 16 年 3 月）
- ・「目黒区景観計画」（平成 24 年 4 月（改定））
- ・「目黒区みどりの基本計画」（平成 18 年 10 月）
- ・「目黒区一般廃棄物処理基本計画」（平成 19 年 3 月）
- ・「目黒区総合治水対策基本計画」（平成 22 年 5 月）
- ・「公害苦情統計調査」（東京都環境局ホームページ）
- ・「東京都一般環境大気測定期局の測定結果（24 年度）」（東京都環境局ホームページ）
- ・「有害大気汚染物質のモニタリング調査」（東京都環境局ホームページ）
- ・「有害大気汚染物質のモニタリング調査 測定結果（25 年度）」
- ・「しぶやの環境」（渋谷区ホームページ）
- ・「大気汚染局別測定内容」（港区ホームページ）
- ・「世田谷の大気汚染調査」（世田谷区ホームページ）
- ・「大田区の環境調査報告書」（大田区ホームページ）
- ・「東京都自動車排出ガス測定期局の測定結果（平成 25 年度）」（東京都環境局ホームページ）
- ・「東京都一般環境大気測定期局の測定結果（平成 25 年度）」（東京都環境局ホームページ）
- ・「しながわの環境」（平成 25 年 12 月、品川区都市環境事業部環境課）
- ・「環境数値データベース 大気環境データ」（国立環境研究所ホームページ）
- ・「平成 21～25 年度都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果について」（東京都環境局ホームページ）
- ・「平成 24～25 年度道路交通騒音振動調査報告書」（東京都環境局）
- ・「公共用水域水質測定結果・データ集（平成 20～25 年度 河川）」（東京都環境局ホームページ）
- ・「平成 21～26 年度版環境調査報告書」（目黒区ホームページ）
- ・「水質定期調査結果（平成 21～25 年度）」（品川区ホームページ）
- ・「古川の水質調査」（港区ホームページ）
- ・「東京の地下水質調査結果」（東京都環境局ホームページ）
- ・「要措置区域等の指定状況」（東京都環境局ホームページ）
- ・「地盤材料試験の方法と解説」（平成 21 年、地盤工学会）
- ・「平成 24 年都内の地下水揚水実態（地下水揚水量調査報告書）」（平成 26 年 3 月、東京都環境局）
- ・「平成 25 年地盤沈下調査報告書」（平成 26 年 7 月、東京都土木技術支援・人材育成センター）
- ・「地質断面図」（東京都土木技術支援・人材育成センターホームページ）
- ・「東京都目黒清掃工場環境影響評価書」（昭和 60 年、東京都）
- ・「東京の湧水マップ 平成 20 年度調査」（平成 21 年 3 月、東京都環境局）

- ・「第4次レッドリストの公表について」(平成24年8月、環境省)
- ・「第4次レッドリストの公表について(汽水・淡水魚類)」(平成25年2月、環境省)
- ・「東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～2010年版」(平成25年5月一部修正、東京都環境局)
- ・「目黒区いきもの住民台帳－身近に暮らすみどりのなかまたち－【暫定版リスト】」(平成21年7月、目黒区)
- ・「目黒区生物多様性地域戦略」(平成26年3月、目黒区)
- ・「自然環境保全基礎調査 植生調査 1/25,000 植生図(東京西南部)」(環境省生物多様性センター)
- ・「指定文化財」(目黒区ホームページ)
- ・「東京都遺跡地図」(平成22年3月、東京都教育委員会)
- ・「一般廃棄物処理基本計画」(平成27年2月、東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・「事業概要 平成26年版」(平成26年7月、東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・「清掃工場等作業年報 資料編平成21～25年版」(東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・「清掃事業年報(東京二十三区) 平成25年度版」(平成26年8月、東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査(2011年度実績)」(平成26年3月、東京都環境局)
- ・「交通量統計表 平成25,27年版」(警視庁交通部)
- ・「悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準」(悪臭防止法第4条、目黒区告示第80号)
- ・「建設工事に伴う振動・振動対策ハンドブック(第3版)」(平成13年2月 (社)日本建設機械化協会)
- ・「振動・振動対策ハンドブック」(昭和57年 (社)日本音響材料協会)
- ・「建設工事振動・振動・大気質の予測に関する研究(第3報)」(平成18年土木研究所資料)
- ・「建設作業振動防振技術マニュアル」(昭和54年環境庁)
- ・「建設振動及び振動の防止並びに排除に関する調査試験報告書」(昭和54年建設省土木研究所)
- ・「建設工事に伴う振動・振動の分析結果」(平成22年都土木技術支援・人材育成センタ一年報)
- ・「平成25年度大気汚染常時監視測定結果について」(東京都環境局ホームページ)
- ・「せたがやの環境 平成26年度版」(平成26年9月、世田谷区)
- ・「建設機械等損料表 平成26年度版」(一般財団法人 日本建設機械施工協会)
- ・「建設工事騒音の騒音予測モデル“ASJ CN-Model 2007”」(参考資料) (日本音響学会誌64巻4号(2008))
- ・「仮設防音壁設備設計・積算要領書(第2版)」(防音設備協会 H23)
- ・「土壤汚染の調査及び対策について」(東京都環境局ホームページ)
- ・「環境確保条例の土壤汚染対策に係るフロー図」(東京都環境局ホームページ)
- ・「東京都(区部)大深度地下地盤図」(平成8年、東京都土木技術研究所)
- ・「都内の主な湧水地点の水質測定結果(2000)」(東京都環境局ホームページ)
- ・「建造物によるテレビ受信障害調査要領(地上デジタル放送)(改訂版)」(平成22年3月、社団法人 日本CATV技術協会)
- ・「圧迫感の計測に関する研究・4」(日本建築学会論文報告集第310号、昭和56年12月)

本書に掲載した地図は、以下の地図を使用したものである。

- 7万5千分の1：数値地図50000（埼玉県、東京都、神奈川県：平成20年9月1日 国土地理院刊行）
- 2万5千分の1：数値地図25000（東京都：平成25年7月1日 国土地理院刊行）
- 1万分の1、5千分の1、2千5百分の1：東京都2500デジタル白地図（平成23年度版 株式会社ミッドマップ東京発行）

平成 28 年 6 月 発行

印 刷 物 登 錄

平成 28 年度 第 5 号

環境影響評価書

— 目黒清掃工場建替事業 —

編集・発行

東京二十三区清掃一部事務組合 建設部
東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号 東京区政会館 12 階
電話番号 03(6238)0915

印 刷

株式会社 啓文社
東京都世田谷区世田谷一丁目 13 番 12 号
シャンアイン・イイダビル
電話番号 03(5799)9635

再生紙を使用しています。

